



# 全国労働安全衛生センター連絡会議 第19回総会は 9.21-23 名古屋開催

【第三報】

全国安全センターの第19回総会は、名古屋労災職業病研究会のご協力により、2008年9月21日(日)午後～23日(火・秋分の日)正午まで、名古屋市内の愛知県青年会館で開催いたします。

■ 第1日目：2008年9月21日(日) 14:00～17:00

講演会「過労死が問いかけるもの」

水野幹男弁護士(過労死弁護団全国連絡会議代表幹事)「トヨタ過労死裁判を振り返って」

篠田 毅医師(鶴舞メンタルクリニック所長、精神保健指定医)「職場の精神障害と自殺」

17:30～ 懇親会

■ 第2日目：2008年9月22日(月) 09:00～17:00

9月22日(月)は、一日全部を使って分科会方式で、参加者を中心に地域・職場からの経験・問題提起を受けて討論というスタイルを基本に様々な課題を取り上げてみたいと思います。報告・問題提起をしたいと名乗りを上げていただくことを含めて、ご意見・ご提案を歓迎します。

※参加者は、3つの時間帯について、各々3つの分科会からご希望を選んでください。

午前の部：09:00～12:00

- ① 職場のハラスメントと精神障害
- ② 外国人労働者のエンパワーメント
- ③ 地域安全センターの設立と運営

午後の部①：13:00～15:30

- ④ 格差社会・貧困化と働く者の安全・健康
- ⑤ 振動病プロジェクト・じん肺
- ⑥ 情報戦略・情報公開請求から報道の活用まで

午後の部②：15:30～17:30

- ⑦ アスベスト―緊急の見直しから抜本的対策確立に向けて
- ⑧ 腰痛・ケイワン―労働関連筋骨格系障害
- ⑨ 労働組合・職場の取り組みと安全センター

■ 第3日目：2008年9月23日(火) 09:00～17:00

全国安全センター総会議事

分科会等の議論を集約・共有し合いながら、今後の共同方針を確認していきたいと思います。

日時：2008年9月21日(日) 14:00～23日(火・秋分の日) 12:00

会場：愛知県青年会館

〒460-0008 名古屋市中心区栄1-18-8 TEL 052-221-6001

地図 <http://www.aichi-seinenkaikan.or.jp/acsess.html>

宿泊：名古屋クラウンホテル

〒460-0008 名古屋市中心区栄1-8-33 TEL 052-211-6633

地図 <http://www.nagoyacrown.co.jp/about/access.html>

参加費：25,000円(全日程参加、宿泊2泊朝食付き、1日目夕食懇親会・2日目昼食弁当代を含む。

2日目の夕食、1日目・3日目の昼食等は各自でお願いいたします。)

一部の日程のみの参加については、別途、お問い合わせください。

## 特集／日本の労働安全衛生

### 労働安全衛生をめぐる状況 2007年→2008年

1 労働災害・職業病の統計データ .....	2
2 労働災害・職業病の発生状況 .....	6
3 労働安全衛生対策 .....	9
4 労災補償対策 .....	11

統計資料 .....	12
------------	----

2007年度労働基準行政関係通達等 .....	46
-------------------------	----

安全センター情報2007年度目次 .....	67
------------------------	----

全国安全センター規約・規定 .....	74
---------------------	----

## 全国安全センター第19回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案 .....	58
第2号議案 2007年度収支決算案 .....	63
第3号議案 2008年度収支予算案 .....	64
第4号議案 2008年度役員体制案 .....	65

# 労働安全衛生をめぐる状況

## 2007年→2008年

### 1. 労働災害・職業病の統計データ

わが国の労働災害・職業病の統計データは、実際にどれだけの種類があって、各々どのような意味をもつものなのか、必ずしも明らかにされていない実状にある。そのようななかで、本誌は、可能な限りのデータの入手・公表・評価を行おうとしている。

#### ● 労働災害の総件数

労働災害の総発生件数として公表されているデータは、今のところ存在していない。

労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」に、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、「休業3日以内」のものは、3か月分をまとめて提出しなければならない（労働安全衛生法施行規則第97条）。

「しかし、これに基づく『休業3日以内』のデータは公表されていない。おそらく、厚生労働省自身、『休業3日以内』の労働災害がきちんと届け出られていると考えていないのであろう」と解説してきた。2007年8月に公表された「労働安全衛生等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」によると、厚生労働省は、「労働者死傷病報告は、個別の事業場指導等に活用することを目的に提出を求めていること、同報告とは別に、新規労災保険受給者等の値が集計されており、それに軽微な災害も含まれていること等から、同報告の全国的な集計・分析

は行っていない」と説明したようだ。しかし、同「勧告」は、「休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、当該データの集計・分析や公表を行うなど、その利用を促進すること」という所見を示したので、今後の公表を期待したい。

なお、労働者死傷病報告書は、労災非適用事業に係るものも含む一方で、労災保険給付の対象となる通勤災害や退（離）職後、労働者ではない労災特別加入者に係る死傷病は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険の新規受給者数を紹介してきた（表1参照）が、それを意識したのか、「安全の指標」（後述）が平成11（1999）年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになった。ただし、そこで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数の方を紹介している。業務災害のみの数字は、廃止されてしまった「労災保険労働災害統計年報」でも示されていたが、「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の内訳が示されるようになったのは、平成12（2000）年度版以降のこと。1999年12月に旧総務庁行政管理局が旧労働省に対して行った「労災保険業務に関する行政監察結果に基づく勧告・通知」のなかで、「労災保険財政に係る情報開示について…国民にわかりやすい形で公表すること」とされたのを受けて、「労災保険事業年報」の厚さが以前の2倍以上になってからのことである。

労災保険の新規受給者数は、災害発生年度ではなく、労災保険給付の支給決定年度で集計した数字である。2006年度の労災保険新規受給者

は、業務災害551,118人(90.8%)、通勤災害55,527人(9.2%)、合計606,645人(100%)である。

その発生年度別内訳は、2006年度460,207人(75.9%)、2005年度140,303人(23.1%)、2004年度3,016人(0.5%)、2003年度838人(0.1%)、2002年度371人(0.1%)、2001年度以前1,910人(0.3%)、となっている。(平成18年度版労災保険事業年報)

一方、2002年度に発生した労働災害(業務災害と通勤災害の合計)に係る労災保険給付支払状況をたどると(平成14~18年度版労災保険事業年報)、2002年度445,164件(76.3%)、2003年度133,592件(22.9%)、2004年度2,905件(0.5%)、2005年度777件(0.1%)、2006年度371件(0.1%)、ここまでの合計は582,809件(100%)になる(平成19年度版以降の「労災保険事業年報」では、発生年度が平成14(2002)年以前という項目に含まれてしまうことになる)。ちなみにこの数字は、2002年度の新規受給者数578,229件よりも0.8%ほど多い。

## ● 死亡災害

死亡者数は、全国安全週間(7月1-7日)に間に合わせて、前年の数字を公表している「安全の指標」(5月末頃発行、中央労働災害防止計画)の数字が最も一般に使われているものだろう。最近は、それ以前に、厚生労働省が4~5月に発表する前年の「死亡災害発生状況」が、同省のホームページ(報道発表資料及び統計調査結果)に掲載されるようになった。

出所は、厚生労働省発表は、「死亡災害報告より作成」とされ、「安全の指標」では、平成12年度版までは「死亡災害報告」、13年度版からは「安全課調べ」に変わっているが、同じ数字を載せている「労働基準監督年報」や安全衛生情報センターホームページの「災害速報」の出所は、「死亡災害報告」のままで、すべて同じ数字である。

これによると、2006年の死亡者数は1,472人(暦年・業務災害)であるが、2006年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付支払は4,017件と倍以上になっている。後者の4,017件の内訳は、業務災害3,695(92.0%)、通勤災害322件(8.0%)であり、発生

年度別では、2006年度1,084件(27.0%)、2005年1,184件(29.5%)、2004年度463件(11.5%)、2003年度220件(5.5%)、2002年度128件(3.2%)、2001年度以前938件(23.4%)、という内訳である。(平成18年度版労災保険事業年報)

一方、死亡災害報告による2002年の業務災害死亡者数は1,658人であるが、2002年度に発生した業務災害に係る労災保険葬祭料支払状況をたどると(平成14~18年度版労災保険事業年報)、2002年度937件(43.3%)、2003年度778件(36.0%)、2004年度197件(9.1%)、2005年度126件(5.8%)、2006年度126件(5.8%)、ここまでの合計2,164件(100%)で、死亡災害報告による1,658人よりも多い。(平成19年度版以降では、発生年度が平成14(2002)年以前という項目に含まれてしまうことになる。)

このように5年度分の「労災保険事業年報」をたどった合計数と死亡災害報告数との差が、どこからくるのか、解明しておくにこしたことはなからう。

厚生労働省のホームページ(報道発表資料)では、平成15(2003)年分から、「死亡災害発生状況」と合わせて「重大災害発生状況」も発表されており、こちらは「重大災害報告より作成」したものとされている。

「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故」のこと。この数字は本誌統計資料では紹介していないが、1968年の480件を最高に、その後減少傾向を示していたが、1985年移行増加傾向がみられる重要な指標である。全体では、2007年は293件で、前年の318件から25件(7.7%)減少となった。

## ● 休業4日以上之死傷災害

厚生労働省のホームページ(統計調査結果)に、平成17(2005)年以降分の「労働災害発生状況」統計が掲載されるようになった。前述の「死亡災害発生状況」及び「重大災害発生状況」も、このなかに含まれている。

ここに示されている「死傷災害(死亡災害及び休業4日以上之死傷災害)」の出所は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)よ

## 労働安全衛生をめぐる状況

り作成」と説明されている。

「労働基準監督年報」も、同じ説明書きで、同じ数字を掲載している。「安全の指標」の「休業4日以上の死傷者数」の出所は「労災保険給付データ」とだけ記載されているが、確定分については上記と同じ数値である。

一方、最近の「労働基準監督年報」には、別の暦年「死傷災害発生状況(休業4日以上)」データも掲載されるようになってきている。何の説明書きもなしに示されているのだが、これは、安全衛生情報センターホームページ(労働災害発生状況・速報)が公表するようになった、「労働者死傷病報告」による暦年データと同じものであることがわかっている。

休業4日以上の死傷者数については、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」によるものと、「労働者死傷病報告(だけ)」によるものと、異なるふたつの数字が存在しているわけである。

1999年分以降、双方のデータが、安全衛生情報センターホームページで入手可能になっている(次頁表参照)。事業主が労働者死傷病報告書を届け出ている件数の方が、毎年6千～1万3千件も多いという状況は、本来受けられるべき労災保険給付を受けていない事例が多数存在していることを示唆しており、解明が必要であると考えられる。同様に、前述の「死亡災害報告」、「重大災害報告」の事例でも、労災保険給付を受けていないものがあるのではないかと懸念される。

前出の「労働災害発生状況」統計が、「死亡災害発生状況」及び「重大災害発生状況」については両報告により作成したものを掲載し、「死傷災害発生状況」については、あえて労働者死傷病報告による数字は、「労災非適」事業についてのみ採用して、「労災適用」事業については労災保険給付データの方を採用している理由も説明されていない。労災保険給付データの方には、労働者死傷病報告書を提出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退(離)職後の発症・死亡等も含まれ得るが、それらの取り扱いがどうなっているかも明示されていない(が、業務災害分についてのみと思われる)。

休業4日以上の死傷者数			
	労働者死傷病報告による	労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)による	両者の差
1999	141,055	133,948	7,107
2000	139,974	133,948	6,026
2001	140,149	133,598	6,551
2002	132,339	125,918	6,421
2003	132,936	125,750	7,186
2004	131,563	122,804	8,759
2005	133,050	120,354	12,696
2006	134,298	121,378	12,920
2007	131,478	121,356	10,122

「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」による2007年の休業4日以上の死傷災害121,356件の業種別内訳は、製造業29,458件(24.3%)、建設業26,106(21.5%)、運輸業15,768件(13.0%)、林業2,080件(1.7%)、鉱業439件(0.4%)、その他47,505件(39.1%)。

労働者死傷病報告による2007年の休業4日以上の死傷災害131,478件の業種別内訳は、製造業36,196件(27.5%)、建設業20,764件(15.8%)、運輸業17,464件(13.3%)、林業2,300件(1.7%)、鉱業310件(0.2%)、その他54,444件(41.4%)。

業種別でみると、建設業と鉱業で、労働者死傷病報告による数字の方が労災保険給付データを上回っており、両業種では全体傾向とは逆に、「労災隠し」=労働者死傷病報告の未届の問題が懸念される。

### ● 業務上疾病

厚生労働省のホームページ(統計調査結果)に、「業務上疾病発生状況等調査」統計が掲載されるようになった。これは、「業務上疾病の発生状況、定期健康診断による有所見者数等を把握して、労働衛生行政の基礎資料とする」とされ、「業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)」、「特殊健康診断実施状況(対象作業別)」、「じん肺健康管理実施状況(業種別)」、「定期健康診断実施結果(業種別)」からなっている。

このうちの「業務上疾病発生状況(業種別・疾

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2002	2003	2004	2005	2006
			負傷(負傷を伴わない事故を含む。)	133,643	133,401	130,166	129,173	129,137
	01		骨折	66,322	66,547	65,130	65,386	65,248
	02		切断	6,098	5,877	5,525	5,319	5,023
	03		関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)	16,591	17,138	16,842	17,394	17,690
	04		打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)	19,971	19,899	19,550	18,892	19,127
	05		創傷(切作、裂創、刺創及び挫減創を含む。)	19,451	18,847	18,016	17,285	17,078
	06		外傷性の脊髄損傷	658	655	649	621	676
	07		頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)	385	407	435	402	439
	08		火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)	3,040	2,900	2,999	2,854	2,865
	12		01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)	1,127	1,131	1,020	1,020	991
一～九			業務上疾病合計(表8参照)	9,045	8,806	8,858	9,271	11,171
			合計	142,688	142,207	139,024	138,444	140,308

病別)」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のものであるが、出所を「業務上疾病調」と記載した、一般に使われている、全国労働衛生週間に合わせて発行されている「労働衛生のしおり」(7月末頃、中央労働災害防止協会)掲載のものと同じものである。後掲の表4～6においては、これを「公表」件数としている。

安全衛生情報センターホームページが、資料出所を「労働者死傷病報告書」と明記したによる業務上疾病発生状況の1999年分以降の暦年(発生年)データを掲載するようになったが、最近また掲載内容が変わって、「業種別・年別業務上疾病発生状況」と「傷病分類別・年別業務上疾病発生状況」の2種類のデータが示されている。後者は、現在掲載されている2002年以降分では、合計件数は前述の「公表」件数と同じものの内訳は一致しないものもある。前者は、また別の数字である。

真相を究明?しようと、「業務上疾病に係る労働者死傷病報告書を集計した文書」の開示請求をしたところ、集計したものは厚生労働省ホームページ掲載の「業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)」以外にはないと言う。上述のような事情を説明して何回かやりとりを繰り返していると、届け出られた労働者死傷病報告書をそのまま集計していない、例えば、「非災害性」(第3号)として「届出」られた「腰痛」を、事情を確認したうえで「災害

性」=「負傷による腰痛」(第1号)に振り替えるようなことをしている、また、「じん肺及びその合併症」については労災補償データの数字を使っている等と説明された。しかし、そのような処理方法を示したマニュアルのようなものは存在しない、安全衛生情報センターホームページ掲載の数字がどのような性質のものかもわからない、という回答であった。

安全衛生情報センターに対して、以上のやりとりを説明したうえで、ホームページに掲載している数字について説明を求めているが、返事はない。このため、昨年まで「届出件数」として紹介していた数字は、今回は掲載を見合わせた。

労災補償データについては、毎年度の「業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)」が、比較的入手しやすいものである(とは言っても、ホームページ上に掲載されているわけではない)。これには、第1～9号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業がん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害等に係る都道府県別データなどが収録されている。もととなる調査は、毎年度、補償課長から指示が出されており、調査内容も微妙に変化している。

全国安全センターは、業務上疾病の労災補償状況については、1999年度分以降について、情報公開法を使って、「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」を開示させてきている。大本となる統

計データは、「傷病性質コード別労災補償状況」という集計表で、これは表8にまとめて紹介してある(表11で、2005年度分の都道府県別データも紹介。こちらは、都道府県労働局コード別の傷病性質コード別労災補償件数を打ち出した「業務上疾病新規支給決定件数集計表」によっている)。開示請求にあたっては、「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべてを含むこと」としているが、毎年開示されているのは、1～3頁の表記がある3枚の集計表のみである。

平成14年度分以降の集計表では、傷病性質コードで01～12が割り当てられている「負傷(負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)を含む)」のデータも掲載されるようになった。前頁表のとおりであるが、これに業務上疾病の合計数を加えた数字が何を意味するのか。労災保険給付を受けた休業4日以上の傷病数(死亡は含まれていない?)と考えるべきだと思われるのだが、すでに解説した休業4日以上の死傷災害に関するふたつのデータ(前頁表参照)と比べても、また数字が異なっていて、一層困惑させられる。

「傷病性質コード別労災補償状況」と「業務上疾病の労災補償状況調査(全国計)」の数字は同じものであり、後掲の表4～6においては、「補償」件数として紹介している。

結局、わが国の労働災害・職業病の統計データについては、いまだに「闇」の部分が多いと言わざるを得ない状況である。

## 2. 労働災害・職業病の発生状況等

### ● 労働災害の発生状況

厚生労働省が発表した平成19年の死亡災害発生状況によると、2007年に労働災害により死亡した労働者数は1,357人で、前年比7.8%(115人)の減少。10年連続で2,000人を下回って、最低記録を更新した。一方、2007年の休業4日以上の死傷災害は121,356人。前年比22人の減少(増減率

0.0%)となっている。

2007年度は、①労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図る、②労働災害総件数を20%以上減少させる、③じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾病の減少、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図る、④過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少を図る、ことを目標に掲げた第10次労働災害防止計画(2002～2007年度)の最終年度だった。

①については、2006年に初めて1,500人を下回ることができた。②については、休業4日以上の死傷災害が2002年の125,918件から2007年121,356件へと、3.6%の減少。9次防期間内の総発生件数679,028件から10次防期間内611,642件へと、9.9%の減少という結果に終わった。すでに第11次労働災害防止計画が策定されており、4月号で特集しているので参照していただきたい。

一方、労災保険新規受給者数(業務災害+通勤災害)は、2006年度は606,645人と、前年比0.2%(1,385人)の減少となった。2002年度の578,229件と比べると4.9%(28,416件)増加している。

全般的には、労働災害発生件数の減少傾向が堅持されているようにもみえるが、「労災隠し」の氷山の一角をあらわしている労働安全衛生法第100条(報告等)違反による書類送検件数は、1999年74件、2000年91件、2001年126件と増加。2002年は97件であったが、2003年は132件と激増。2004年は125件、2005年度は114件、2006年度は137件であった。

1件の重大災害の背後には、29件の軽症災害と300件の無傷害災害があるというよく知られたインリッヒの法則の「1:29:300」という数字の厳密性はともかくとして、死亡災害件数を1とした場合の、休業4日以上の災害件数(休業4日以上の死傷災害-死亡災害)及び休業3日以内+普及災害の件数(労災保険新規受給者数-休業4日以上の死傷災害-死亡災害)の比率を次頁表に示した。

過去10年間平均ではこの比率は、1:74.1:263.8ということになるが、業種別のばらつきが著しい。とりわ

け、鉱業と林業では、休業4日以上+不労災害の件数よりも多いという逆転現象を示しており、建設業と運輸業でも、製造業やその他事業と比較すると、休業+不労災害の件数が著しく低い。これは「労災隠し」の存在を示唆しているとも考えられる。このような分析も、本来は「労災隠し」の根絶のために活用できるはずである。

### ● 業務上疾病・労働者の健康状況

業務上疾病（職業病）の認定（補償）件数は、2006年度11,171件で前年比20.6%（1,907件）と大

幅に増加した。そのなかでも、顕著な増加傾向を持続しているのが、「中皮腫」及び「石綿関連肺がん」である（表4）。加えて、頸肩腕障害等のいわゆる「上肢障害」、「脳・心臓疾患」、「精神障害等」が、最近増加の著しい職業病ということになる。

これらの疾病の請求件数・認定件数の推移を次頁上の図に示した（認定件数の方が太い線で示されている）。なお、ここでは、伝統的な職業病の双壁である「じん肺及びその合併症」及び「振動障害」の認定件数も合わせて示しておいた（振動障害は1999年度以降急減傾向。2003年度から原発性肺がんがじん肺の合併症に追加されているにもかかわらず、全体の件数は減少済み）。

2007年7月号で、「『中皮腫』と『石綿関連肺がん』は、2006年度に時効にかからない過去分が一挙に現われている面はあるものの、今後大きく減じることのないと思われる」と書いたが、2007年度は予想以上に減少している。請求件数も大幅に減少しており、本来は労災補償を受けられるべきであるのに、石綿健康被害救済法による救済給付に流

年度	業種	労災保険新規受給者数 人数	死亡災害		休業4日以上		休業3日以下・不労	
			人数	*	人数	指数	人数	指数
1996	全業種	654,855	2,363	1	160,499	67.9	491,993	208.2
1997	全業種	649,404	2,078	1	154,648	74.4	492,678	237.1
1998	全業種	625,427	1,844	1	146,404	79.4	477,179	258.8
1999	全業種	602,853	1,992	1	137,316	68.9	463,545	232.7
2000	全業種	603,101	1,889	1	132,059	69.9	469,153	248.4
2001	全業種	600,210	1,790	1	131,808	73.6	466,612	260.7
2002	全業種	578,229	1,658	1	124,260	74.9	452,311	272.8
2003	全業種	593,992	1,628	1	124,122	76.2	468,242	287.6
2004	全業種	603,484	1,620	1	121,184	74.8	480,680	296.7
2005	全業種	608,030	1,514	1	118,840	78.5	487,676	322.1
2006	全業種	606,645	1,472	1	119,906	81.5	485,267	329.7
合計	全業種	6,726,230	19,848	1	1,471,046	74.1	5,235,336	263.8
2006	製造業	166,341	268	1	30,054	112.1	136,019	507.5
	鉱業	1,022	16	1	561	35.1	445	27.8
	建設業	62,740	508	1	27,193	53.5	35,039	69.0
	運輸業	35,747	237	1	15,484	65.3	20,026	84.5
	林業	3,256	57	1	2,171	38.1	1,028	18.0
	その他	337,539	386	1	44,443	115.1	292,710	758.3

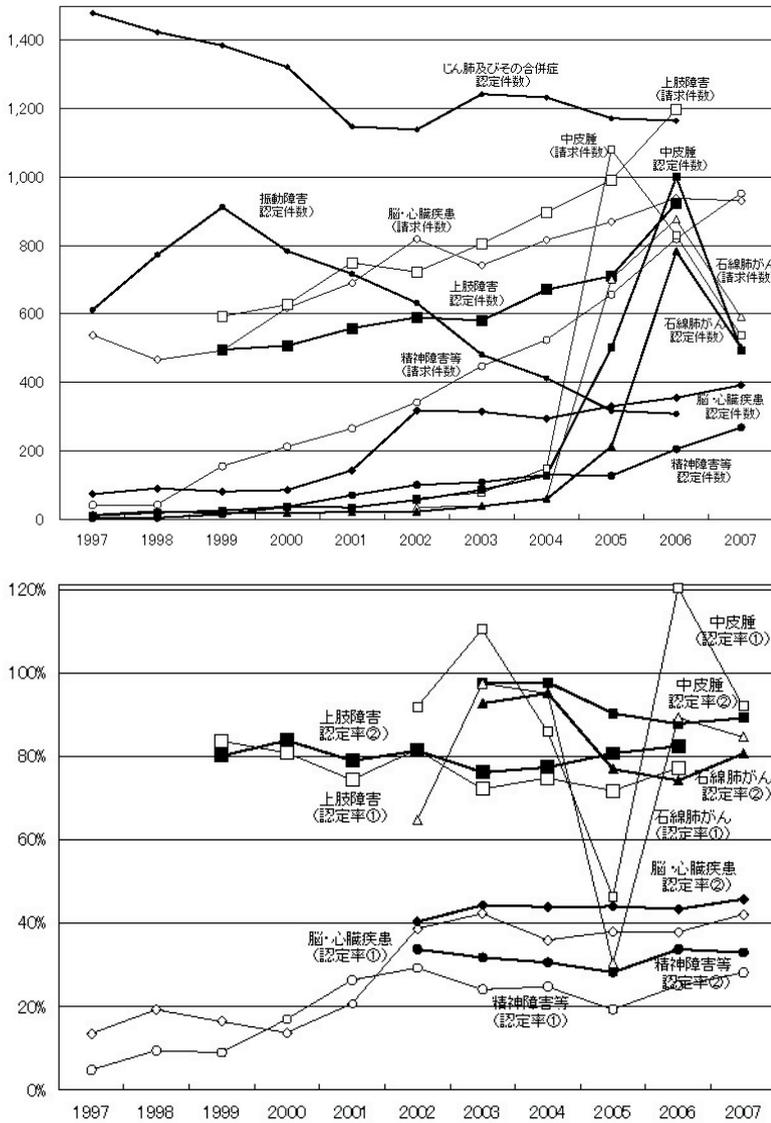
れていたり、補償も救済も受けられていない事例がかなり残されたままではないのかと懸念される。これを検証するためにも、死亡年別の労災補償状況の公表や、救済給付受給事例におけるアスベストへの曝露源の調査の徹底等が求められている。

下の図は、「認定率」を分析したものであるが、認定率①=認定件数/請求件数（いずれも当該年度）、認定率②=認定件数/(認定件数+不支給決定件数)の二つの指標を示してある（認定率②の方が太い線で示されている）。わが国では現在のところ、これらの疾病及び石綿関連以外の職業がんについてしか、認定件数だけでなく、請求件数や不支給決定件数に関するデータを入手することができない（表9参照）。

また、「業務上の負傷に起因する疾病（腰痛）」、「化学物質による疾病」では系統的に、また2006年度は「細菌、ウイルス等の病原体による疾病」も、「公表」件数が、「補償」件数を大きく上回っており、使用者が職業病と判断して死傷病報告を届け出たにも関わらず、労災補償の手続がなされてい

## 労働安全衛生をめぐる状況

増加傾向にある職業病の請求・認定件数及び認定率の推移



ないケースが多々あるのではないかと示唆されるところである。

なお、各種統計の業種別内訳を、一覧にして次頁表に示しておく。

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2006年の49.1%へと経年的に増加し続けている。項目別の有所見率では、血圧、血中脂質検査、

血糖検査、尿検査（糖）、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる。

厚生労働省は2003年8月に、5年に一度実施されている「平成14年労働者健康状況調査の概況」を発表している。何らかの「健康づくりの取り組み」を実施していると答えた事業所は、1992年43.9%→1997年46.4%→2002年37.4%。「心の健康対策（メンタルヘルスケア）」の実施率は、1992年22.7%→1997年26.5%→2002年23.5%。一方、「喫煙対策」の実施率は、1992年34.1%→1997年47.7%→2002年59.1%、へと連続して上昇している。

労働者に対する調査では、普段の仕事で「身体が疲れる」労働者の割合が、1992年64.6%→1997年72.0%→2002年72.2%と増加。自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレス（以下「仕事でのストレス」という。）がある」とする労働者の割合は、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%と

なっている。その内容は、「職場の人間関係の問題」35.1%（前回46.2%）が高く、次いで「仕事の量の問題」32.3%（前回33.5%）となっている。

前々回→前回の傾向と前回→今回の傾向が逆転している項目も少なくないわけであるが、この調査では、残念ながらその原因を探れそうな設問はしていない。

近く平成19年度調査結果が公表されるものと思

業種	事業場数	労働者数	新規受給者数	死亡者数	重大災害件数	死傷者数	業務上疾病数
	2006年度末		2006年度	2007年(暦年)			2006年(暦年)
製造業	16.9%	18.0%	27.4%	19.5%	20.8%	24.3%	25.7%
建設業	23.9%	9.3%	10.3%	34.0%	35.5%	21.5%	12.6%
運輸業	2.8%	4.9%	5.9%	17.1%	11.3%	13.0%	11.8%
鉱業	0.2%	0.1%	0.2%	1.0%	0.0%	0.4%	2.3%
林業	0.6%	0.1%	0.5%	3.7%	0.7%	1.7%	47.6%
その他	55.6%	67.5%	55.6%	24.7%	31.7%	39.1%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実数	2,642,570	50,707,376	606,645	1,357	293	121,356	8,369

われる(同省ホームページ統計調査結果)。

なお、「平成15年技術革新と労働に関する実態調査」、「平成16年建設業労働災害防止対策等総合実態調査」、「平成17年労働安全衛生基本調査」、「平成18年度労働環境調査」等の統計表が、厚生労働省のホームページに掲載されている(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>)。

### 3. 労働安全衛生対策

#### ● 第11次労働災害防止計画の策定

2008～2012年度の5年間を計画期間とする「第11次労働災害防止計画」が策定された(2008年基発第0319001号)。同計画は、2012年までの間、下記「目標に向けた逐年での減少等を図る」という目標を掲げた。

- ① 死亡者数について、2012年において、2007年と比して20%以上減少させる
- ② 死傷者数について、2012年において、2007年と比して15%以上減少させる
- ③ 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせる

これに先だって2007年8月7日に総務省は、「労働安全等に関する行政評価・監視結果報告書」及び結果に基づく「勧告」を公表している。詳しくは2008年4月号の特集記事を参照していただきたいが、後者で、①目標の達成度合いの分析は業種

ごとに実施すること、②年別の目標を設定することなどが「勧告」されており、それらも含めた「より効果的な労働災害防止対策の継続的实施」が求められている。

また、同じ5年間を推進期間とする「第7次粉じん障害防止計画」も策定されている(2008年基発第0319006号)。ここでは、トンネルじん肺裁判における原告らと国の和解も踏まえて行われた粉じん障害予防規則の改正(2008年3月施行、基発第0226006号)の内容も盛り込まれている。

#### ● 労働時間・過重労働対策

「平成20年度地方労働行政運営方針」や「監督指導業務運営留意事項通達」等では、2008度、「長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止」が強調されている。

2006年の労働安全衛生法改正のうち、2008年4月から常時50人未満の労働者を使用する事業場についても医師による面接指導等の実施が義務づけられることを踏まえて、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」が一部改正され(2008年基発第0307006号)、「地域産業保健センターにおける面接指導等の相談窓口における運用について」(基安労発第0314001号)が示された。中小規模事業場の取り組みを普及するために、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改正(2007年基発第1130001号)、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」の改正(2008年基発第0131001号)も行われている。前述の総務省の勧告も受けて、「産

## 労働安全衛生をめぐる状況

業医制度及び地域産業保健センター事業等の周知及び指導等について」の通達も示された（2008年基安労発第0205001号）。

また、「労働時間等設定改善指針」が改正され、「労働時間等見直しガイドライン」と「通称」がつけられるとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が掲げた目標との関連性が強調されるようになった。

労働基準法や労働者派遣法の改正、「情報通信機器等を活用した在宅勤務の適正な導入及び実施のためのガイドライン」（テレワーク・ガイドライン）も予定されているところだが、これらの対策が真に過重労働による健康障害の防止やワーク・ライフ・バランスの実現に資するものかよく吟味しつつ、より実効性のある対策の確立を求めていく必要がある。導入を阻止し続けているものの、「日本版ホワイトカラー・エグゼンプション」などは正反対の影響を及ぼすことの間違いない施策である。

### ● リスクアセスメントの促進等

2006年の労働安全衛生法改正に関連しては、「リスクアセスメント等の実施に関する自主的な取組の促進」として、業種別等のリスクアセスメント用マニュアル等がつくられている（<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-49/hor1-49-40-1-4.html>）。

また、リスクアセスメントが労働安全衛生法上の努力義務とされ、また、機械類の安全性に関する国際規格等が制定されたこと等を踏まえ、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（2007年基発第0731001号、基安安発第0731004号）が改正され、「化学設備の非正常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」（2008年基発第0228001号）も改正された。

新設された「有害物曝露作業報告」についても、2008年度のリフレットが作成されている（<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/070409-1.html>）。

### ● アスベスト対策

2007年10月1日より一部の禁止適用除外製品が

禁止され（基発第0926006号）、また、2008年4月に「石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等検討会報告書」が発表され、個々の適用除外製品ごとに「代替化可能時期」（見込みを含む）が示されており、全面禁止が可及的速やかに実現されることが期待される。

クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、クリソタイル（白石綿）以外のアスベスト—アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトの取り扱いがマスコミでも取り上げられ、また、2007年12月には総務省が「アスベスト対策に関する調査結果報告書」及びそれに基づく「勧告」を公表、2008年3月には衆議院調査局が「石綿関係法施行状況調査報告書」を公表するなどの動きもあった。厚生労働省自身も、岡山産業保健推進センターが実施した「石綿悲惨が想定される作業現場における石綿作業環境測定とマスク効率に関する調査結果」を公表している（2007年度基安化発第0511001号）。

すべての種類のアスベストが禁止をはじめとする法令上の規制対象であることは初めから変わっていないが、「建材中の石綿含有率の分析方法」を示したJIS規格が改正されて実態が伴うことになる（2008年基安化発第0206003号）。吹付け材については、「施工時期のみをもって石綿等が使用されていないという判定を行わないこと」という、石綿対策全国連絡会議等がかねてから指摘してきたことを指示する通達（2008年基安化発第0221001号）や、「関係行政機関との連携等による石綿ばく露防止対策の一層の推進について」の通達（基発第0212009号）が示された。既存アスベストに対する抜本的対策はいまなお課題であり、関係省庁の縦割り行政の弊害を排除するためにも、「アスベスト対策基本法」の制定が求められている。

アスベスト曝露者の健康管理対策では、2007年10月から健康管理手帳の交付対象要件の改正等が行われているが（基発第0926003号等）、2008年3月に「職業性間接曝露者に係る健康管理についての報告書」（中央労働災害防止協会）がまとめられ、再び改正が行われる予定である。

### ● その他の化学物質対策

- 2007年度に、以下のような通達が示されている。
- ・エピクロロヒドリン、塩化ベンジル、1,3-ブタジエン、ホルムアルデヒド及び硫酸ジエチルによる労働者の健康障害防止対策の徹底について（基安発第0403001号）
  - ・輸入貨物に係る港湾荷役作業におけるアフラトキシンばく露防止対策について（基安化発第0518002号）
  - ・温泉施設において発生する可燃性ガスに関する当面の暫定対策について（基安安発第0727001号）
  - ・新規化学物質としてのバイオテクノロジー応用医薬品の当面の労働安全衛生法における取扱いについて（基安化発第0914001号）
  - ・ナノマテリアル製造・取扱い作業現場における当面のばく露防止のための予防的対応について（基発第0207004号）
  - ・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について（基発第0229001号）
  - ・ニッケル化合物、砒（ひ）素及びその化合物等による労働者の健康障害防止対策の徹底について（基安発第0314001号）
  - ・密閉方式のホルムアルデヒドガス滅菌器等に関する特定化学物質障害予防規則の適用について（2008年3月26日付け化学物質対策課化学物質評価室長事務連絡）
- この間の動きでは、初めてバイオテクノロジー応用医薬品やナノマテリアルに関する通達が示されたことに、注目しておきたい。

#### 4. 労災補償対策

2008年に「『労災かくし』の排除に係る対策の一層の推進について」（基発第0305001号）通達され、社会保険庁のデータを調査して、悪質な事案には積極的な刑事処分の適用を検討することとされた。かねてから全国安全センター等の指摘してきた対策のひとつが具体化されるわけではある。

ほかに2007年度には、「社会復帰等促進事業

としてのアフターケア実施要領の制定」（基発第0423002号、健康管理手帳対象傷病の見直し等）、「振動障害に係る適正給付対策の第8次3か年計画の策定」（基労補発第0213013号）が行われている。

なお、この間、石綿関連疾患に係る労災認定等事業場情報等の公表が重要な課題であったが、これについては、「全国安全センターの活動報告と方針案」等を参照していただきたい。

「平成20年度地方労働行政運営方針」や「労災補償業務運営留意事項通達」（基労発第0225001号）によれば、2008年度には、

- ・「脳・心臓疾患の労災認定実務要領」の一部改正
- ・精神障害等判断指針について、「発病時期の特定、心理的負荷の評価等に関する具体的事例」の提供等
- ・振動障害に係る検査項目・検査手技について、2006年3月の「振動障害の検査指針検討会報告書」及び今後発表が予定されている日本産業衛生学会等の意見を踏まえ、見直しの検討
- ・2007年12月にまとめられた「義肢等補装具専門家会議報告書」を踏まえた義肢等補装具支給要綱の改正
- ・労災診療費算定基準の改定に引き続き、労災保険柔道整復師施術料金算定基準及び労災保険あん摩マッサージ指圧師・はり師きゅう師施術料金算定基準の見直し
- ・通勤保護制度の対象とする日常生活上必要な行為として、要介護状態にある家族の介護を加える省令改正
- ・二次健康診断等給付に係る検査項目を見直す省令改正
- ・労災保険不服審査制度の見直し（法改正）等を用意しているとされており、それらを見据えた取り組みが必要である。

最後の労災保険不服審査制度の見直しについては、地方公務員災害補償における不服審査制度の見直しも含めて、現場に与える影響はきわめて大きい。私たちは、これに反対である。



# 労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4(8)日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1948	224,721	6,596,092			446,568	24,223	24,223			24,223
1949	278,011	6,969,233			611,182	35,498	35,498			35,498
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1951	339,622	7,559,066			552,137	60,346	60,346			60,346
1952	372,035	8,057,013			466,612	58,152	58,152			58,152
1953	454,096	9,362,794			521,302	62,550	62,550			62,550
1954	490,829	9,679,288			576,628	66,176	66,176			66,176
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1956	586,470	10,725,210	5,308	360,965	643,709	68,651	68,651			68,651
1957	658,314	12,206,810	5,612	392,578	709,483	75,652	75,652			75,652
1958	700,076	13,011,827	5,368	401,760	706,599	75,940	75,940			75,940
1959	751,019	14,005,085	5,895	435,017	781,354	73,622	73,622		2,639	76,261
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1961	866,241	17,974,571	6,712	481,686	966,133	76,339	76,168	171	966	77,305
1962	841,510	18,558,323	6,093	466,126	1,045,941	79,572	79,330	242	903	80,475
1963	879,657	19,481,842	6,506	440,547	1,043,085	74,409	74,198	211	970	75,379
1964	834,539	19,350,157	6,126	428,558	1,097,505	74,459	74,212	247	1,172	75,631
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1966	914,945	21,547,566	6,303	405,361	1,672,847	76,265	73,348	2,917	1,051	77,316
1967	963,057	22,111,601	5,990	394,627	1,649,348	75,671	71,793	3,878	935	76,606
1968	1,078,919	24,100,536	6,088	386,443	1,716,678	77,526	73,774	3,752	1,046	78,572
1969	1,159,665	26,147,290	6,208	382,642	1,715,006	79,579	74,759	4,820	1,076	80,655
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1971	1,260,614	27,019,727	5,552	337,421	1,506,176	75,448	70,335	5,113	1,224	76,672
1972	1,385,603	27,858,665	5,631	324,435	1,419,630	70,119	65,276	4,843	1,270	71,389
1973	1,532,476	28,762,112	5,269	387,342	1,370,470	68,140	63,396	4,744	1,383	69,523
1974	1,534,679	29,527,281	4,330	347,407	1,245,258	66,012	61,289	4,723	1,529	67,541
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1976	1,538,543	28,981,834	3,345	333,311	1,131,586	58,820	54,415	4,405	1,727	60,547
1977	1,585,760	29,357,392	3,302	345,293	1,138,808	59,494	55,274	4,220	5,860	65,354
1978	1,668,093	29,908,023	3,326	348,826	1,142,928	57,676	53,601	4,075	2,634	60,310
1979	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	57,659	53,643	4,016	2,707	60,366
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1981	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	54,651	50,567	4,084	2,286	56,937
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	53,085	49,003	4,082	2,415	55,500
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移(続き)

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付		新規年金 受給者数 合計	各年度末年金受給者数								
		新規受 給者数	一時金		年 金	合 計	傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金		
							計	じん肺	せき損			その他	
1947	1,248	1,245	1,245										
1948	4,086	4,045	4,045										
1949	3,815	3,803	3,803										
1950	4,412	4,585	4,585										
1951	5,286	5,303	5,303										
1952	4,771	4,900	4,900										
1953	5,132	5,249	5,249										
1954	5,230	5,304	5,304										
1955	5,010	5,107	5,107										
1956	5,393	5,592	5,592										
1957	5,648	5,820	5,820										
1958	5,097	5,297	5,297										
1959	5,711	5,851	5,851	2,639	2,639	2,639	1,880	759	0				
1960	6,039	6,161	6,161	1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117			
1961	6,500	6,629	6,629	1,137	4,415	4,133	2,890	1,147	96	282			
1962	6,408	6,528	6,528	1,145	5,286	4,771	3,261	1,358	152	515			
1963	6,457	6,629	6,629	1,181	6,197	5,486	3,667	1,995	224	711			
1964	6,070	6,216	6,216	1,419	7,129	6,208	4,034	1,858	316	921			
1965	5,880	6,548	6,548	1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215			
1966	5,920	5,891	1,853	4,038	15,934	7,770	4,811	2,428	531	4,126	4,038		
1967	5,700	6,002	1,295	4,707	25,075	8,423	5,107	2,631	685	7,925	8,727		
1968	5,759	6,052	1,317	4,735	34,309	9,121	5,410	2,963	748	11,509	13,679		
1969	5,712	6,750	1,289	5,461	44,838	9,743	5,667	3,175	901	16,015	19,080		
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144		
1971	5,421	7,454	1,805	5,649	65,254	9,882	5,498	3,161	1,223	25,051	30,321		
1972	5,410	7,254	1,968	5,286	74,567	10,324	5,673	3,213	1,438	29,366	34,877		
1973	5,342	7,268	1,847	5,421	84,298	10,979	5,980	3,333	1,666	33,559	39,760		
1974	5,212	7,284	1,848	5,436	93,920	11,725	6,377	3,506	1,842	37,638	44,557		
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918		
1976	4,464	5,965	1,162	4,803	110,846	13,262	7,234	3,677	2,351	44,568	53,016		
1977	4,553	5,702	971	4,731	123,063	18,117	9,480	4,468	4,169	47,991	56,955		
1978	4,610	5,553	923	4,630	131,395	19,373	10,353	4,567	4,453	51,190	60,832		
1979	4,371	5,254	820	4,434	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328	64,362		
1980	4,238	5,150	753	4,397	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871		
1981	4,124	5,060	691	4,369	154,142	22,307	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452		
1982	4,146	4,984	746	4,238	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540		
1983	3,893	4,680	638	4,042	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286		
1984	3,839	4,808	698	4,110	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096		
1985	3,903	4,540	735	3,805	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397		
1986	3,609	4,475	699	3,776	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707		
1987	3,570	4,369	704	3,665	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863		
1988	3,789	4,410	773	3,637	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901		
1989	3,894	4,502	768	3,734	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840		
1990	3,846	4,675	819	3,856	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800		
1991	4,015	4,687	894	3,793	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672		
1992	3,753	4,657	866	3,791	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599		
1993	3,767	4,541	867	3,674	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450		
1994	3,775	4,507	838	3,669	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250		
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327		

## 労働安全衛生をめぐる状況

1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005	2,630,805	49,184,518	1,514	120,354	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503
2006	2,642,570	50,707,376	1,472	121,378	606,645	25,188	22,787	2,401	551	25,739
2007			1,338	121,356						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は労働省労働基準局「労働基準監督年報」により、それ以外は、労働省労働基準局「労災保険事業年報」による。前者は暦年、後者は年度で、通勤災害、労災保険特別加入者に係るもの、退(離)職後発症等も含む。1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人を含んでいない。「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。

表2 労災保険アフターケア健康管理手帳交付者数の推移

年度	合計	CO中毒症	せき損	頭頸部外傷症候群	尿道狭さく	慢性肝炎	白内障等	振動障害	大腿骨頸部骨折等	人工関節等	慢性化膿性骨髄炎	虚血性心疾患等
1967	721											
1970	1,332	614	718									
1975	2,736	1,126	1,266	344								
1980	5,293	1,142	2,398	1,753								
1981	5,186	1,143	2,364	1,679								
1982	5,793	1,179	2,688	1,926								
1983	5,414	1,177	2,452	1,785								
1984	6,942	1,176	3,133	2,633								
1985	6,796	683	3,252	2,861								
1986	7,416	676	3,405	3,335								
1987	10,271	679	4,006	4,775	279	313	219					
1988	11,024	675	4,133	5,207	346	418	245					
1989	14,195	675	4,474	6,054	380	513	691	1,408				
1990	14,438	674	4,597	5,559	401	578	922	1,707				
1991	15,987	673	4,920	6,191	433	645	1,193	1,889	13	30		
1992	16,929	353	5,191	6,507	450	667	1,484	2,025	94	158		
1993	17,248	351	5,124	6,366	443	639	1,650	2,197	202	276		
1994	19,881	264	5,945	7,222	509	787	1,964	2,374	328	488		
1995	21,035	264	6,171	7,446	501	806	2,188	2,469	459	671	60	
1996	23,603	265	7,075	7,801	583	935	2,639	2,628	629	922	126	
1997	24,880	208	7,118	7,956	575	895	3,034	2,751	852	1,131	176	3
1998	27,071	197	7,623	8,664	567	918	3,383	2,758	997	1,266	260	6
1999	29,429	185	7,811	9,204	610	1,237	3,843	2,807	1,181	1,508	289	10
2000	28,666	174	7,768	8,753	578	844	3,647	2,570	1,289	1,674	316	14
2001	31,246	171	8,295	9,213	618	869	4,057	2,567	1,557	2,043	382	19
2002	33,451	170	8,728	9,623	633	844	4,380	2,637	1,804	2,381	404	27
2003	34,797	158	8,967	9,731	632	846	4,668	2,622	1,890	2,678	451	35
2004	35,928	157	9,208	9,664	656	854	4,902	2,660	2,021	2,955	474	39
2005	36,825	154	9,288	9,659	653	821	5,098	2,704	2,137	3,207	500	44
2006	37,507	122	9,395	9,554	643	713	5,200	2,882	2,257	3,392	504	56

注) 厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739
2006	4,017	5,973	1,091	4,882	7,834	223,240	10,581	6,564	2,301	1,716	96,733	115,926
2007												

注) 遺族(補償)年金の新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合の合計である。  
 障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。  
 傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補償へ移行した者の件数である。

表3 労災保険財政の将来見通し

位:億円

年度	保険料収入	収入計	保険給付等	支出計	決算上の収支	積立金累計	充足率	必要な積立金
2002	12,185	13,892	9,185	11,979	1,913	75,863	96.8%	78,390
2003	10,407	11,900	9,096	11,530	370	76,283	95.8%	79,624
2004	10,442	11,934	8,965	11,264	670	76,990	96.6%	79,660
2005	10,514	11,861	8,908	11,110	751	77,753	98.0%	79,333
2006	10,319	11,682	9,011	11,192	490	78,229	98.9%	79,121
2009	9,868	11,490	8,979	11,078	412	80,890	99.3%	81,492
2010	9,980	11,709	8,975	11,079	630	81,516	99.4%	82,010
2011	10,092	11,868	8,967	11,075	793	82,304	99.8%	82,462
2012	9,473	11,287	8,957	11,034	253	82,570	99.7%	82,851

注) 労災保険の積立金は、年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資として、全て財政融資資金へ預託している。  
 収入計には一般会計からの受入、雑収入、積立金からの受入額を、支出計には事務費、返還金を含む。  
 平成18年度までは実績、見通しは、作成時点の経済情勢等を考慮して、次の前提条件により作成した。  
 ①賃金上昇率は、平成19年度まで0.5%、平成20年度以降1.0%。②雇用者数は、「雇用政策研究会報告書」(平成19年12月)の労働力人口等を参考。  
 ③今後の預託金利は、年2.0%。④今後の新規年金受給者数は、年2.0%で減少。  
 必要な積立金の額は、上記を考慮して推計した。

表2 労災保険アフターケア健康管理手帳交付者数の推移(続き)

年度	尿路系腫瘍	脳血管疾患	有機溶剤中毒等	外傷による末梢神経損傷	熱傷	サリン中毒	精神障害	循環器障害	呼吸機能障害	消化器障害
1997	1	16	4	91	63	3	3			
1998	36	35	16	220	119	3	3			
1999	55	49	20	409	203	4	4			
2000	59	69	26	599	274	6	6			
2001	60	89	32	901	343	5	25			
2002	59	146	33	1,115	424	6	37			
2003	64	211	34	1,309	449	7	45			
2004	62	255	32	1,421	472	34	62			
2005	61	324	34	1,523	486	42	90			
2006	57	378	38	1,608	493	40	104	21	7	43

注) 厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表4 業務上疾病の発生状況

号	1			2			3			4			5		
	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病 (がんを除く)―有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病―腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病 (がんを除く)―労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病―じん肺及びその合併症		
分類	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
2005	5,829	4,660	1,169	459	649	-190	425	1,223	-798	315	209	106	767	1,172	-405
2006	5,962	5,051	911	487	619	-132	432	1,449	-1,017	332	298	34	765	1,165	-400
合計	236,341	195,592	40,749	21,476	22,970	-1,494	13,325	42,474	-29,149	10,906	7,561	3,345	38,607	39,268	-661

注) 各号の左欄の数字は、労働省業務上疾病調(各年版中央労働災害防止協会「労働衛生のしおり」による(「安全衛生年鑑」も同じ)から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年(暦年)中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、と説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労

表4 業務上疾病の発生状況(続き)

号 分類	6 細菌、ウイルス等の病原体による疾病			7 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病			8,9 その他業務に起因することの明らかな疾病等			2~9 職業性疾病(2号から9号までの小計)			1~9 計		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	95	-92	60	533	-473	2,225	4,396	-2,171	7,502	9,046	-1,544
2003	132	136	-4	2	143	-141	48	434	-386	2,194	4,163	-1,969	8,055	8,810	-755
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
2005	248	158	90	5	732	-727	178	461	-283	2,397	4,604	-2,207	8,226	9,264	-1,038
2006	241	214	27	1	1,810	-1,809	149	565	-416	2,407	6,120	-3,713	8,369	11,171	-2,802
合計	2,808	4,593	-1,785	86	4,403	-4,317	1,062	7,936	-6,874	88,270	129,205	-40,935	252,392	242,544	9,848

働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの。厚生労働省労働基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表5 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

分類	3 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	3-1			3-2			3-3			3-4			3-5		
	重激な業務による筋肉、 腱、骨若しくは関節の疾 患又は内臓脱			重量物を取り扱う業務、 腰部に過度の負担を与 える不自然な作業姿勢 により行う業務その他腰 部に過度の負担のかか る業務による腰痛 (非災害性腰痛)			さく岩機、チェーンソー 等の機械器具の使用に より身体に振動を与える 業務による手指、前腕等 の末梢循環障害、末梢 神経障害又は運動機能 障害(振動障害)			電話交換の業務その他 上肢に過度の負担のか かる業務による手指の痙 攣、手指、前腕等の腱、 腱鞘若しくは腱周囲の 炎症又は頸肩腕症候群 (頸肩腕症候群等)			1から4までに掲げるもの のほか、これらの疾病に 付随する疾病その他身 体に過度の負担のかか る作業態様の業務に起 因することの明らかな疾 病		
公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	
1986	61	303	-242	247	56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5
1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29
1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7
1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9
1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7
1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7
1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1
1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1
1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0
1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10
1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16
1997	95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	23	-11
1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10
1999	146	286	-140	73	27	46	6	912	-906	92	496	-404	40	6	34
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47
2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
2005	105	133	-28	55	45	10	4	317	-313	180	711	-531	81	17	64
2006	92	126	-34	31	71	-40	6	308	-302	233	924	-691	70	20	50
合計	2,020	5,567	-3,547	2,872	950	1,922	428	12,029	-11,601	2,511	8,458	-5,947	734	389	345

注) 表4の注に同じ。

表6 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	1 業務上の負傷に起因する疾病						2 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	1-1			1-2			2-1			2-2			2-3		
	負傷による腰痛			1-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	4,559	3,061	1,498	829	1,597	-768	7	5	2	3	3	0	10	18	-8
2000	4,622	2,749	1,873	783	1,595	-812	5	9	-4	3	3	0	7	14	-7
2001	4,793	3,106	1,687	859	1,494	-635	6	7	-1	1	0	1	5	11	-6
2002	4,334	3,170	1,164	943	1,480	-537	5	4	1	0	1	-1	3	16	-13
2003	4,765	3,280	1,485	1,096	1,367	-271	8	9	-1	0	3	-3	8	15	-7
2004	4,377	3,158	1,219	993	1,372	-379	7	6	1	0	2	-2	11	21	-10
2005	4,840	3,271	1,569	989	1,389	-400	7	10	-3	0	0	0	16	24	-8
2006	4,889	3,506	1,383	1,073	1,545	-472	6	3	3	0	0	0	20	25	-5

分類	2 物理的因子による疾病(がんを除く)						4 化学物質等による疾病(がんを除く)								
	2-4			2-5			2-6			4-1			4-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			2-1~2-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			4-1以外の「化学物質等による疾病」		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	届出	公表	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	332	157	175	8	499	-491	35	2	33	9	18	-9	229	182	47
2000	419	176	243	13	515	-502	14	1	13	21	25	-4	302	202	100
2001	478	272	206	9	532	-523	18	2	16	15	13	2	254	141	113
2002	407	235	172	9	498	-489	19	0	19	10	17	-7	287	186	101
2003	394	218	176	8	481	-473	29	4	25	5	8	-3	311	188	123
2004	467	277	190	9	453	-444	19	7	12	11	19	-8	284	199	85
2005	397	236	161	10	377	-367	29	2	27	9	27	-18	306	181	125
2006	422	273	149	12	314	-302	27	4	23	12	38	-26	320	260	60

注) 表4の注に同じ。

表7-2 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

年度	聴力(1000Hz)	聴力(4000Hz)	聴力(その他)	胸部X線検査	喀痰検査	血圧	貧血検査	肝機能検査	血中脂質検査	血糖検査	尿検査(糖)	尿検査(蛋白)	心電図検査	有所見者率(%)
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
2005	3.7	8.2		3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4
2006	3.6	8.2		3.9	1.8	12.5	6.9	15.1	30.1	8.4	2.9	3.7	9.1	49.1

注) 「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値である。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表7 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1971		11,361,913	563,388	5.0%	49	16,786	346,830	31,769	9.2%
1972		10,692,430	547,896	5.1%	49	20,833	390,874	32,049	8.2%
1973		10,588,390	595,590	5.6%	51	22,998	422,076	25,123	6.0%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	81,986	1,661,201	101,039	6.1%
2005	97,238	12,099,886	5,855,413	48.4%	72	85,938	1,739,513	107,777	6.2%
2006		12,547,368	6,162,931	49.1%	72	88,577	1,883,529	114,142	6.1%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。  
 1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。  
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況(続き)

年度	じん肺健康診断							
	受診労働者数	管理1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見率	合併症り患者数	有所見率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1971	185,441	14,133	4,400	864	364	19,761		10.7%
1972	186,632	12,705	4,729	998	301	18,733		10.0%
1973	210,758	11,304	4,779	1,092	274	17,449		8.3%
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%
2005	196,841		5,245	713	14	5,972	7	3.0%
2006	225,183		5,167	729	12	5,908	10	2.6%

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。  
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表8 業務上疾病の新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2002	2003	2004	2005	2006
一			<b>業務上の負傷に起因する疾病</b>	<b>4,650</b>	<b>4,647</b>	<b>4,530</b>	<b>4,660</b>	<b>5,051</b>
	13		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	370	365	391	416	428
			[災害性脳血管疾患一全てにCODE13に含まれるかどうかは定かではない]	(44)	(41)	(24)	(14)	(18)
			[災害性虚血性心疾患等一ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]	(5)		(2)	(5)	(3)
	14		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	61	77	86	67	89
	17		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	228	215	205	203	227
	18		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	3,170	3,280	3,158	3,271	3,506
	19		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	93	105	52	66	100
	20		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	122	112	122	96	118
	21		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	512	420	435	462	483
	23		爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	52	31	46	39	47
	24		CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	42	42	35	40	53
二			<b>物理的因子による次に掲げる疾病</b>	<b>754</b>	<b>730</b>	<b>766</b>	<b>649</b>	<b>619</b>
			(有害光線による疾病)					
1	25		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	4	7	5	6	2
2	26		紫外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患				3	
3	27		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患		1	1	1	
4	28		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患		1			1
5	29		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	1	3	2		
			(皮膚障害)					
			(白内障)					
			(急性放射線症)					
			(再生不良性貧血)					
			(造血器障害)					
			(異常気圧による疾病)					
6	31		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	13	11	15	18	16
7	32		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	3	4	6	6	9
			(異常温度条件による疾病)					
8	33		暑熱な場所における業務による熱中症	177	156	214	187	224
9	34		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	46	42	45	29	31
10	35		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	12	20	18	20	18
11	36		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	498	481	453	377	314
12	38		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死		1		1	1
13	39		1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		3	7	1	3
三			<b>身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病</b>	<b>1,448</b>	<b>1,281</b>	<b>1,283</b>	<b>1,223</b>	<b>1,449</b>
1	40		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	147	149	138	133	126
2	41		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	65	56	52	45	71
3	42		さく岩機、鉋打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	632	481	412	317	308
4			せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	590	581	671	711	924
	43		(手指の痙攣又は書痙)					

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2002	2003	2004	2005	2006
		44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)					
		45	(頸肩腕症候群)					
5		46	1から4(CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	14	14	10	17	20
<b>四</b>				<b>203</b>	<b>196</b>	<b>218</b>	<b>208</b>	<b>298</b>
<b>化学物質等による次に掲げる疾病</b>								
1		47	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であつて、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表12参照) [有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]	110	115	105	93	117
			(合成樹脂の熱分解生成物による疾病)				(3)	
			弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患	3	10	6	5	4
		48	(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)	(2)	(1)	(2)	(3)	(3)
		49	(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)	(1)	(9)	(4)	(2)	(1)
3		50	すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	26	19	22	29	32
4		51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	5	6	6	5	9
5		52	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	2	10	3	4	6
6		53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	8	5	8	8	10
7		54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	17	8	19	27	38
8		55	1から7(CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	32	23	49	37	82
<b>五</b>				<b>1,139</b>	<b>1,243</b>	<b>1,233</b>	<b>1,166</b>	<b>1,165</b>
		56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病					
			(管理4)	(194)	(198)	(165)	(189)	(282)
			(肺結核)	(51)	(48)	(33)	(26)	(30)
			(結核性胸膜炎)	(7)	(8)	(9)	(5)	(3)
			(続発性気管支炎)	(854)	(812)	(883)	(803)	(698)
			(続発性気管支拡張症)	(6)	(3)	(12)	(6)	(15)
			(続発性気胸)	(27)	(28)	(18)	(35)	(31)
			(原発性肺がん)		(146)	(113)	(102)	(106)
<b>六</b>				<b>224</b>	<b>136</b>	<b>190</b>	<b>158</b>	<b>214</b>
<b>細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病</b>								
1		57	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	138	90	108	88	130
2		60	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はばら等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	6	2	3	3	2
3		61	湿潤地における業務によるウイルス病等のレプトスピラ症	13	13	19	19	22
4		62	屋外における業務による恙虫病	5	10	6	9	4
5		63	1から4(CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	62	21	54	39	56
<b>七</b>				<b>94</b>	<b>141</b>	<b>209</b>	<b>738</b>	<b>1,810</b>
<b>がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病</b>								
1		64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	8	7	6	4	5
2		65	ペーターナフテルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	1	3	2	2	5
3		66	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4		68	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					

## 労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2002	2003	2004	2005	2006
5	69		ビス(クロロメチル) エーテルにさらされる業務による肺がん	1	1	1	1	
6	70		ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					
7	71		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	77	121	186	722	1,784
			(石綿に曝される業務による肺がん)	(22)	(38)	(58)	(503)	(783)
			(石綿に曝される業務による中皮腫)	(55)	(83)	(128)	(219)	(1,001)
8	72		ベンゼンにさらされる業務による白血病					
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫				1	1
10	82		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん			1		
			(電離放射線にさらされる業務による白血病)					
			(電離放射線にさらされる業務による肺がん)					
			(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)					
			(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)					
		(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)						
11	83		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
12	84		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
13	85		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	5	3	8	3	12
14	86		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	2	4	5	5	3
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)					
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)					
15	87		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)					
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)					
16	90		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん					
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)					
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)					
17	91		すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん		1			
18	92		1から17(CODE64から91)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病		1			
八	93		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	1	0	0	0	0
九	93		その他業務に起因することの明らかな疾病	532	432	429	469	565
			[じん肺症患者に発生した肺がん]2003年度以降第五号へ以降	(113)				
			[非災害性脳血管疾患]	(202)	(193)	(174)	(210)	(225)
			[非災害性虚血性心疾患等]	(115)	(119)	(120)	(120)	(130)
			[精神障害等]	(100)	(108)	(123)	(120)	(205)
			合計	9,045	8,806	8,858	9,271	11,171
			A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	8,405	8,312	8,309	8,708	10,445
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	640	494	549	563	726
			A/(A+B)	92.9%	94.4%	93.8%	93.9%	93.5%

※「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1)同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2)その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3)がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4)原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

※厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表9 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(判明しているもののみ)

分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	2004(平成16)年度			2005(平成17)年度			2006(平成18)年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
三	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病		(1,283)			(1,223)			(1,449)	
2	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	111	52	48	105	45	53	139	71	66
4	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痺痺、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	897	671	196	991	711	170	1,197	924	197
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	235	209	8	1,826	738	121	1,739	1,810	418
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	7	6	0	4	4	0	5	5	0
2	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	2	0	3	2	0	4	5	0
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	1	0	1	1	0	0	0	0
6	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	石綿にさらされる業務による肺がん	61	58	3	712	219	64	876	783	272
7	石綿にさらされる業務中皮腫	148	128	3	1,084	503	54	832	1,001	139
8	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	2	1	0	2	1	0
10	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	2	1	0	3	0	1	0	0	2
11	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	8	8	0	7	3	0	10	12	0
14	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	5	5	0	8	5	0	3	3	0
15	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	2	0	2	2	0	2	7	0	5
九	その他業務に起因することの明らかな疾病		(432)			(469)			(469)	
	じん肺症患者に発生した肺がん(2003年度以降第五号へ以降)									
	非災害性脳血管疾患	816	174		869	210		634	225	
	非災害性虚血性心疾患等		122			120		304	130	
	精神障害等	524	130		656	127		819	205	
	支給決定件数合計(表未掲載の分を含む)		8,858			9,271			11,171	
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	2,583	1,374		4,447	1,831		4,832	3,194	
			932	254		1,494	344		2,805	681

※「請求」は当該年度中の請求件数、「支給」「不支給」は当該年度中の支給・不支給決定件数。「決定」は「支給」と「不支給」の合計件数である。

※「請求」+「不支給」または「請求」のみの件数が記載されている疾病に関しては、「請求」件数も含めた、都道府県別データも入手している。

※厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表10 化学物質による業務上疾病(第四号1)の内訳別新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	1996～ 合計
大	小	CODE												
四	1	枝番	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの (無機の酸及びアルカリ)	114	91	113	103	84	110	115	115	93	117	1,142
	1		アンモニア	1	5	2	4	1	1			1	4	20
	2		塩酸(塩化水素を含む。)	5	1	2	2	2	3	1	1	2	9	31
	3		硝酸	3	3	2	4	2	2	3	3	2	1	29
	4		水酸化カリウム		1		1	4	2				1	9
	5		水酸化ナトリウム	10	9	5	6	5	12	16	16	12	6	105
	6		水酸化リチウム											
	7		弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ)	3	1	3	7	1	6	5	5	2	4	43
	8		硫酸		1	1	2	3	2	3	3	2	2	21
			(金属(セレン及び砒素を含む。)及びその化合物)											
	9		亜鉛等の金属ヒューム	3	1	3	3	2	1	3	3	3	1	28
	10		アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。)											
	11		アンチモン及びその化合物											
	12		塩化亜鉛	2		1	1	1		1	1		1	8
	13		塩化白金酸及びその化合物											
	14		ガドミウム及びその化合物											
	15		クロム及びその化合物	1		3			2	2	2	2	2	14
	16		コバルト及びその化合物	1	2			1	1	1	1		1	8
	17		四アルキル鉛化合物											
	18		水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を含む。)	10			1	1						12
	19		セレン及びその化合物(セレン化水素を除く。)					1						1
	20		セレン化水素											1
	21		鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く。)			4			2	1	1	7	2	17
	22		ニッケルカルボニル	1									1	2
	23		バナジウム及びその化合物											
	24		砒化水素					1					1	2
	25		砒素及びその化合物(砒化水素を除く。)						1	1				3
	26		ブチル錫	2		2		3	1	1	1	1		11
	27		ベリリウム及びその化合物			1							1	2
	28		マンガン及びその化合物 (ハロゲン及びその無機化合物)	1		1			1			1	1	5
	29		塩素	5	6	2	7	9	3	3	3	5	6	54
	30		臭素	4					2			1		7
	31		弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く。)		3				3				2	10
	32		沃素											
			(りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物)											
	33		一酸化炭素	24	20	25	28	16	15	32	32	21	25	245
	34		黄りん											
	35		カルシウムシアナミド		1									1
	36		シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物		3	1	1							6
	37*		二酸化硫黄			1	2	1						4

分類		疾病分類項目	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	1996～ 合計
大	小												
		38 二酸化窒素	1			1		1	6	6	2	2	19
		39 二酸化炭素	1	1					1	1			4
		40 ヒドラジン	1		2	1							5
		41 ホスゲン			2								2
		42 ホスフィン			1								1
		43 硫化水素	2	2	6	10	5	3	3	3	2	3	41
		(脂肪族化合物—脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物)											
		44 塩化ビニル											
		45 塩化メチル											
		46 クロロブレン											
		47* クロロホルム					1					4	5
		48* 四塩化炭素	1	1									2
		49* 1・2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)											
		50* 1・2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)											1
		51* ジクロルメタン	1	1	5		2	1	1	1		2	14
		52 臭化エチル	1										1
		53 臭化メチル	2	1	1	1	2		3	3			16
		54* 1・1・2・2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)											
		55* テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)			2								2
		56* 1・1・1-トリクロロエタン		1	3								5
		57* 1・1・2-トリクロロエタン											
		58* トリクロロエチレン		2		1		2			1	1	7
		59* ノルマルヘキサン	1	1		1		4					7
		60 沃化メチル											
		(脂肪族化合物—アルコール、エーテル、アルデヒド、けトン及びエステル)											
		61 アクリル酸エチル											
		62 アクリル酸ブチル											
		63 アクロレイン										1	
		64* アセトン	2				1		1	1	4	2	12
		65* イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)	1									1	2
		66* エチルエーテル										1	
		67 エチレンクロロヒドリン											
		68* エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルフ)										1	
		69* 酢酸アミル											
		70* 酢酸エチル		1					1	1			3
		71* 酢酸ブチル			1		1						3
		72* 酢酸プロピル							1	1			2
		73* 酢酸メチル											
		74 2-シアノアクリル酸メチル											
		75 ニトログリコール							1	1			2
		76 ニトログリセリン											
		77 2-ヒドロキシエチルメタクリレート										1	
		78 ホルムアルデヒド	1	2				6			2	1	12
		79 メタクリル酸メチル						1					1
		80* メチルアルコール	2	1				1	2	2	1	3	12
		81 メチルブチルケトン					1					1	2
		82* 硫酸ジメチル							1	1	1		3
		(その他の脂肪族化合物)											

# 労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	1996～ 合計	
大	小													CODE
		83						1					1	
		84				1							1	
		85							1	1		1	4	
		86							1	1	1		4	
		87		1	1	1	1				1	1	8	
		88		2	1	1		3					9	
		89												
		90						1			1	1	3	
		91*				1			7	7			15	
		92				1							1	
		93			1								2	
		94							1	1			2	
		95*										1		
		96*				1					1		2	
		97				1		3					4	
		98*		4	2	7	7	1	1	1	1	1	4	29
		99*			1			2	1					4
		100*		6	7	10	6	5	18	2	2	6	4	76
		101												
		102												
		103												
		104												
		105*		1										2
		106		1		1			1					3
		107			1						1			3
		108												
		109												
		110						1						1
		111												
		112						1						1
		113												
		114												
		115												
		116												
		117		1										2
		118												
		119			3		1		2	2	2	1		11
		120												
		121*		1					1					2
		122												
		123					3		1	1	1	3		10
		124												
		125			1			2		1	1	1	2	8
		126												
		127											1	7

分類		疾病分類項目	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	1996～ 合計
大	小												
	128	オルト-フタロジニトリル											
	129	ベンゾトリクロライド											
	130	無水トリメリット酸											
	131	無水フタル酸											
	132	メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)	3			1	1		1	1		1	8
	133	4-メトキシフェノール											
	134	りん酸トリ-オルト-クレジル		1									1
	135	レゾルシン (複素環式化合物)			2		1						3
	136*	1・4-ジオキサソ											
	137*	テトラヒドロフラン							1	1			2
	138	ピリジジ (農薬その他の薬剤の有効成分)			1								1
	139	有機りん化合物(ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル(別名EDDP)、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S(2-エチルチオエル)(別名エチルチオメトン)、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2-イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル(別名ダイアジノン)、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタトリル(別名MEP)、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル(別名IBP)、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル(別名EPN)、りん酸2・2-ジクロルピニル=ジメチル(別名DDVP)及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル(別名プロバホス)		1	3		2	1	2	2		5	19
	140	カーバメート系化合物(メチルアルバミド酸オルト-セコンダリー-ブチルフェニル(別名BPMC)、メチルカルバミド酸メタトリル(別名MTMC)及びN-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミド酸S-メチル(別名メソミル)			1								1
	141	2・4-ジクロルフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル(別名NIP)											
	142	ジチオカーバメート系化合物(エチレンビス(ジチオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネフ)及びエチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガ(別名マンネフ)											
	143	N-(1・1・2・2-テトラクロルエルチオ)-4-シクロヘキサン-1・2-ジカルボキシミド(別名ダイホルタン)											
	144	トリクロルニトロメタン(別名クロルピクリン)											
	145	二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ビピリジニウム(別名バラコート)	1										3
	146	パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロルフェニル=エーテル(別名CNP)											
	147	プラストサイジンS											
	148	6・7・8・9・10・10-ヘキサクロル-5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド(別名ベンゾエピン)											
	149	ペンタクロルフェノール(別名PCP)											
	150	モノフルオル酢酸ナトリウム											
	151	硫酸ニコチン											

\*: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。※「1997」年度の合計欄と内訳合計の数字が合わず、ミスと思われる。  
 ※厚生労働省資料より、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表11 都道府県別・死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2006年度)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	140,390	1,889,805	93	7,687	29,339	1,439	1,312	127	62	1,501
青森	30,494	413,415	13	1,205	3,901	135	123	12	8	143
岩手	27,179	415,775	22	1,453	5,734	164	148	16	3	167
宮城	43,019	768,521	24	2,550	10,107	327	290	37	9	336
秋田	24,576	341,997	20	1,145	4,009	137	125	12	3	140
山形	26,837	376,926	15	1,336	6,590	126	105	21	4	130
福島	40,820	662,726	25	2,115	8,430	315	288	27	7	322
茨城	46,998	887,462	31	3,063	10,365	447	393	54	4	451
栃木	36,656	681,300	33	1,952	7,204	261	230	31	12	273
群馬	41,029	721,038	25	2,607	11,630	452	399	53	7	459
埼玉	93,115	1,747,977	40	6,197	33,058	896	783	113	5	901
千葉	77,094	1,531,143	64	5,317	22,955	780	688	92	10	790
東京	377,182	11,836,212	99	10,078	80,664	1,778	1,619	159	14	1,792
神奈川	125,732	2,468,122	63	7,337	36,752	1,440	1,306	134	22	1,462
新潟	58,039	866,699	31	3,041	13,800	439	404	35	6	445
富山	26,994	434,706	23	1,346	4,990	268	246	22	3	271
石川	29,582	426,849	8	1,194	5,352	171	149	22	2	173
福井	21,940	304,860	14	939	3,413	155	134	21	8	163
山梨	17,586	249,962	14	834	3,318	102	96	6	1	103
長野	51,457	774,561	23	2,136	9,555	276	249	27	13	289
岐阜	46,732	684,320	26	2,579	11,704	495	449	46	16	511
静岡	89,579	1,459,706	52	4,983	22,621	802	704	98	5	807
愛知	135,347	3,213,461	95	7,563	38,219	1,593	1,432	161	42	1,635
三重	38,502	612,290	25	2,639	10,768	564	515	49	16	580
滋賀	27,577	440,553	13	1,650	7,847	329	287	42	1	330
京都	54,838	968,848	22	2,816	11,477	801	745	56	2	803
大阪	202,587	4,475,617	101	10,215	46,561	2,822	2,602	220	19	2,841
兵庫	97,117	1,679,973	72	5,499	22,040	1,446	1,304	142	14	1,460
奈良	23,895	283,655	14	1,421	5,591	359	325	34	2	361
和歌山	26,596	295,513	16	1,392	4,888	352	327	25	5	357
鳥取	13,427	187,219	15	548	2,396	73	59	14	3	76
島根	19,251	234,952	11	863	3,275	141	121	20	4	145
岡山	42,899	672,995	23	2,212	9,092	511	451	60	26	537
広島	64,662	1,137,122	39	3,562	15,551	712	632	80	16	728
山口	32,684	503,765	26	1,614	5,908	335	306	29	10	345
徳島	18,744	233,470	12	957	3,377	180	157	23	1	181
香川	22,579	370,269	11	1,365	4,827	231	211	20	4	235
愛媛	33,760	499,098	28	1,797	5,748	467	439	28	12	479
高知	18,475	233,092	9	1,159	4,536	253	241	12	3	256
福岡	102,304	1,918,414	53	5,542	22,652	1,146	1,052	94	22	1,168
佐賀	17,463	251,064	16	1,125	3,461	106	100	6	13	119
長崎	29,924	406,750	20	1,585	5,123	222	201	21	62	284
熊本	36,592	539,595	23	1,990	7,051	258	227	31	18	276
大分	25,910	387,851	19	1,492	4,737	306	281	25	10	316
宮崎	25,000	332,490	17	1,508	5,920	233	212	21	11	244
鹿児島	35,112	525,937	20	1,885	6,897	256	240	16	7	263
沖縄	24,295	359,300	14	805	3,212	87	80	7	4	91
合計	2,642,570	50,707,375	1,472	134,298	606,645	25,188	22,787	2,401	551	25,739

注) 表1注参照(死傷災害はここでは労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表11 都道府県別・死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2006年度)

都道府県	葬祭料・葬祭給付受給者数	遺族(補償)給付			新規年金受給者数合計	各年度末年金受給者数							
		新規受給者数	一時金	年金		合計	傷病(補償)年金				障害(補償)年金	遺族(補償)年金	
							計	じん肺	せき損	その他			
北海道	316	392	76	316	505	15,784	968	871	44	53	5,962	8,854	
青森	32	37	6	31	51	2,011	77	20	39	18	771	1,163	
岩手	31	38	7	31	50	2,453	105	33	56	16	927	1,421	
宮城	50	85	13	72	118	3,244	171	27	107	37	1,182	1,891	
秋田	38	43	4	39	54	2,296	79	44	18	17	899	1,318	
山形	30	36	4	32	57	2,095	107	53	36	18	832	1,156	
福島	52	78	12	66	100	3,824	144	71	42	31	1,400	2,280	
茨城	69	94	18	76	134	4,176	126	62	26	38	1,836	2,214	
栃木	69	97	22	75	118	3,600	216	136	44	36	1,342	2,042	
群馬	57	72	16	56	116	3,719	249	163	53	33	1,589	1,881	
埼玉	104	162	29	133	251	6,571	138	31	56	51	3,498	2,935	
千葉	94	124	25	99	201	6,266	146	26	47	73	3,121	2,999	
東京	321	450	87	363	536	15,804	255	88	87	80	7,875	7,674	
神奈川	213	371	61	310	466	9,297	225	92	67	66	4,681	4,391	
新潟	82	134	14	120	161	5,147	261	122	97	42	2,025	2,861	
富山	42	68	11	57	82	2,799	107	58	39	10	1,098	1,594	
石川	27	34	5	29	53	2,036	60	50	6	4	776	1,200	
福井	27	39	5	34	63	1,859	72	37	23	12	688	1,099	
山梨	15	23	2	21	28	1,489	77	38	24	15	552	860	
長野	67	89	9	80	120	4,002	167	119	28	20	1,533	2,302	
岐阜	74	98	16	82	144	4,883	255	192	32	31	2,093	2,535	
静岡	94	156	36	120	223	7,450	213	159	29	25	3,908	3,329	
愛知	236	326	62	264	467	12,397	382	293	50	39	6,406	5,609	
三重	70	90	15	75	140	4,515	496	431	29	36	1,844	2,175	
滋賀	52	60	7	53	96	2,477	138	82	33	23	1,071	1,268	
京都	62	86	16	70	128	4,538	229	156	35	38	2,147	2,162	
大阪	322	537	105	432	671	17,367	389	154	112	123	9,278	7,700	
兵庫	245	472	76	396	552	10,467	314	185	66	63	4,567	5,586	
奈良	36	60	16	44	80	2,041	81	51	22	8	895	1,065	
和歌山	51	69	11	58	88	2,592	189	153	18	18	1,046	1,357	
鳥取	19	31	3	28	45	1,272	47	16	19	12	549	676	
島根	22	28	4	24	48	1,719	62	44	8	10	713	944	
岡山	112	163	36	127	213	5,033	492	398	51	43	1,669	2,872	
広島	124	229	43	186	282	7,000	268	92	83	93	3,241	3,491	
山口	58	95	17	78	117	3,567	115	65	32	18	1,378	2,074	
徳島	33	41	6	35	59	1,874	65	21	25	19	792	1,017	
香川	41	75	19	56	80	2,352	126	29	60	37	964	1,262	
愛媛	48	75	9	66	106	3,357	179	40	74	65	1,224	1,954	
高知	30	38	11	27	42	2,139	116	31	51	34	866	1,157	
福岡	187	266	57	209	325	9,780	658	385	145	128	3,618	5,504	
佐賀	38	48	10	38	57	1,707	143	70	60	13	559	1,005	
長崎	113	177	31	146	229	3,653	641	561	63	17	955	2,057	
熊本	71	89	23	66	115	3,767	599	478	58	63	1,078	2,090	
大分	50	55	14	41	76	2,916	227	171	36	20	988	1,701	
宮崎	33	44	6	38	70	2,225	201	98	76	27	836	1,188	
鹿児島	43	65	13	52	75	2,760	145	51	66	28	1,046	1,569	
沖縄	17	34	3	31	42	920	61	17	29	15	415	444	
合計	4,017	5,973	1,091	4,882	7,834	223,240	10,581	6,564	2,301	1,716	96,733	115,926	

注) 表1の注を参照。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表12 業務上疾病の新規支給決定件数(2006年度・都道府県別)

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	295	45	35	82	43	50
	13		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	17	6	3	12	2	13
			[災害性脳血管疾患—全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない]	(2)				(1)	
			[災害性虚血性心疾患等—ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]						
	14		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	21	1		2	1	
	17		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	44	1	1	6	1	2
	18		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	177	29	21	55	28	30
	19		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	9		1		1	
	20		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	7				1	
	21		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	14	7	7	6	7	5
	23		爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	4	1	1	1		
	24		CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	2		1		2	
二			物理的因子による次に掲げる疾病	67	6	4	7	3	4
			(有害光線による疾病)						
1	25		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患						
2	26		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患						
3	27		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患						
4	28		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患						
5	29		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害						
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	31		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病						
7	32		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症						3
			(異常温度条件による疾病)						
8	33		暑熱な場所における業務による熱中症	7	2	1	3	1	1
9	34		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	2			3		
10	35		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	3			1		
11	36		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	55	4	3		2	
12	38		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死						
13	39		1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病						
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	169	10	10	6	7	14
1	40		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	6	2		1	1	
2	41		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	8		1			2
3	42		さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害	97	1	1	2		4
4			せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	57	7	8	3	6	8
	43		(手指の痙攣又は書痙)						



# 労働安全衛生をめぐる状況

表12 業務上疾病の新規支給決定件数(2005年度・都道府県別)

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
一			業務上の負傷に起因する疾病	103	144	683	149	48	54
	13		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患 [災害性脳血管疾患—全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない] [災害性虚血性心疾患等—ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]	11	6	37	9	8	8
	14		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	5	3	8	2	2	
	17		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	8	11	8	9	1	
	18		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	60	110	542	94	32	38
	19		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	2	2	27	1		2
	20		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	3	4	11	5	1	2
	21		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	14	6	42	26	4	2
	23		爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患			6	2		1
	24		CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病		2	2	1		1
二			物理的因子による次に掲げる疾病 (有害光線による疾病)	5	8	28	28	6	8
	1	25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	1					
	2	26	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患						
	3	27	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患						
	4	28	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患						
	5	29	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害 (皮膚障害) (白内障) (急性放射線症) (再生不良性貧血) (造血器障害) (異常気圧による疾病)						
	6	31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病		1	1			1
	7	32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症 (異常温度条件による疾病)	1		1			
	8	33	暑熱な場所における業務による熱中症	2	4	16	5	4	2
	9	34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷			1		1	1
	10	35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷		1	2			
	11	36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	1	2	7	23	1	4
	12	38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死						
	13	39	1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病						
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	49	71	110	40	22	14
	1	40	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	4	3	12	5		
	2	41	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	11	10	4	2	1	
	3	42	さく岩機、鉋打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害	2	17	8	4	4	3
	4	43	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群 (手指の痙攣又は書痙)	32	36	85	29	17	10



# 労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
		44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)						
		45	(頸肩腕症候群)						
5		46	1から4(CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	1					
<b>四</b> 化学物質等による次に掲げる疾病				<b>16</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>13</b>	<b>2</b>	<b>0</b>
1		47	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表12参照) [有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]	6	1	2	1	1	
			(合成樹脂の熱分解生成物による疾病)						
	2		弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患						
		48	(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)						
		49	(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)						
3		50	すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	1					
4		51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1					
5		52	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患						
6		53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	2					
7		54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	4			11	1	
8		55	1から7(CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	2	1		1		
<b>五</b>		56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病	<b>148</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>16</b>	<b>4</b>	<b>13</b>
			(管理4)	(42)		(1)	(2)		(2)
			(肺結核)	(3)					
			(結核性胸膜炎)	(1)					
			(続発性気管支炎)	(88)	(2)	(3)	(12)	(1)	(9)
			(続発性気管支拡張症)	(2)					
			(続発性気胸)	(2)		(1)		(1)	
			(原発性肺がん)	(10)			(2)	(2)	(2)
<b>六</b> 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病				<b>3</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
1		57	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	2	1				1
2		60	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患						
3		61	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症						
4		62	屋外における業務による恙虫病					1	
5		63	1から4(CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1					
<b>七</b> がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病				<b>84</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>18</b>	<b>5</b>	<b>3</b>
1		64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
2		65	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
3		66	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						
4		68	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
1	2		1			3	2									1	
3	11	0	5	13	12	20	19	9	3	3	2	2	18	5	4	13	7
	6		1	8	3	5	9	2	3	3	2	2	3	2	2	10	5
				2		1											
1	2		1	1	3	1	1						1		1	1	2
				1	2	1											
								4									
1	1					2	1							1			
	1		3	1	2	4							3			1	
1	1				2	6	8	3					11	2	1	1	
22	21	11	12	21	11	58	43	41	9	12	14	2	25	31	29	58	10
(1)	(4)	(9)	(3)	(12)	(5)	(18)	(14)	(7)	(2)	(3)		(1)	(6)	(5)	(10)	(21)	(2)
							(2)	(1)	(1)							(1)	(7)
					(1)	(1)											
(20)	(16)	(2)	(6)	(7)	(4)	(32)	(24)	(31)	(6)	(7)	(13)	(1)	(12)	(20)	(14)	(13)	(7)
							(1)	(1)					(1)	(2)			
						(3)		(1)		(1)			(1)	(1)	(2)	(4)	
(1)	(1)		(3)	(2)	(1)	(4)	(2)			(1)	(1)		(5)	(3)	(2)	(13)	(1)
4	5	6	2	9	5	35	12	9	1	1	1	2	3	2	4	2	1
2	2	6		4	4	26	9	7		1			3	1	4	1	1
						2											
1	1		1	4		1			1					1			
							1										
1	2		1	1	1	6	2	2			1	2				1	
13	14	5	8	43	36	246	161	40	17	7	8	0	22	21	41	72	12
						1	1										
						1	1										

# 労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
		44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)						
		45	(頸肩腕症候群)						
5		46	1から4(CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病		5	1			1
<b>四</b> 化学物質等による次に掲げる疾病				<b>6</b>	<b>7</b>	<b>18</b>	<b>16</b>	<b>4</b>	<b>2</b>
1		47	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表12参照) [有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]	3	2	4	6		
			(合成樹脂の熱分解生成物による疾病)						
	2		弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患						
		48	(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)						
		49	(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)					1	
3		50	すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	1	2	4	3		
4		51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患		1	1			
5		52	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1					
6		53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患		1			1	
7		54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	1		1	1		2
8		55	1から7(CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		1	8	6	2	
<b>五</b>		56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病	<b>6</b>	<b>13</b>	<b>78</b>	<b>75</b>	<b>11</b>	<b>7</b>
			(管理4)	(2)	(3)	(26)	(20)	(1)	(4)
			(肺結核)			(5)	(1)		
			(結核性胸膜炎)			(1)			
			(続発性気管支炎)	(4)	(8)	(40)	(37)	(6)	(3)
			(続発性気管支拡張症)				(2)	(2)	
			(続発性気胸)					(2)	
			(原発性肺がん)		(2)	(6)	(15)		
<b>六</b> 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病				<b>1</b>	<b>19</b>	<b>18</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>1</b>
1		57	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	1	4	12	4	7	
2		60	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患						
3		61	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症		1		2		1
4		62	屋外における業務による恙虫病						
5		63	1から4(CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		14	6	1		
<b>七</b> がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病				<b>20</b>	<b>18</b>	<b>214</b>	<b>173</b>	<b>21</b>	<b>16</b>
1		64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍			3			
2		65	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍			1			1
3		66	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						
4		68	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合 計
鳥 取	島 根	岡 山	広 島	山 口	徳 島	香 川	愛 媛	高 知	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	宮 崎	鹿 児 島	沖 縄	
																	0
																	0
			2														20
1	0	7	8	7	2	0	2	7	8	5	5	3	4	0	0	2	298
1		1	1	1			1	4	3	3	3	3	2			2	117
																	3
																	1
		1	1		2			1	1								32
			1						1								9
										1							6
																	10
							1				1						38
		5	5	6				2	3	1	1		2				82
1	6	62	28	22	4	25	33	7	36	11	71	12	24	5	7	3	1,165
	(1)	(9)	(7)	(2)	(1)	(5)			(9)	(4)	(12)	(5)	(1)				(282)
		(2)	(1)	(1)	(1)						(2)		(1)				(29)
																	(4)
(1)	(5)	(41)	(15)	(15)	(2)	(19)	(33)	(7)	(18)	(2)	(53)	(6)	(19)	(4)	(7)	(3)	(698)
			(2)	(2)	(1)				(2)	(3)	(2)	(1)		(1)			(15)
		(8)	(3)	(1)		(1)			(4)	(3)	(3)	(1)	(3)				(31)
																	(106)
3	0	4	1	0	1	0	2	3	16	7	0	4	2	1	7	0	214
3		4							2	8	2		3	2		3	130
																	2
					1				7								22
									1					1			4
			1				2	1		5		1			4		56
3	6	64	98	39	8	23	26	4	68	9	60	9	14	8	14	11	1,810
																	5
									1								5
																	0
																	0

# 労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
5	69		ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん						
6	70		ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん						
7	71		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	82	6	2	18	5	3
			(石綿に曝される業務による肺がん)	(37)	(2)	(1)	(6)	(2)	(2)
			(石綿に曝される業務による中皮腫)	(45)	(4)	(1)	(12)	(3)	(1)
8	72		ベンゼンにさらされる業務による白血病						
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫						
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫						
10	82		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん						
			(電離放射線にさらされる業務による白血病)						
			(電離放射線にさらされる業務による肺がん)						
			(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)						
			(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)						
		(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)							
11	83		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
12	84		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
13	85		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	1					
14	86		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	1					
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)						
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)						
15	87		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん						
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)						
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)						
16	90		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん						
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)						
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)						
17	91		すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん						
18	92		1から17(CODE64から91)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病						
八	93		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
九	93		その他業務に起因することの明らかな疾病	26	4	5	5	1	1
			[非災害性脳血管疾患]	(8)	(3)	(3)	(1)		(1)
			[非災害性虚血性心疾患等]	(7)		(1)	(3)	(1)	
			[精神障害等]	(10)	(1)	(1)	(1)		
		[その他]	(1)						
合計				808	76	63	147	66	86
A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計				778	71	58	141	65	85
B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計				30	5	5	6	1	1
A/(A+B)				96.3%	93.4%	92.1%	95.9%	98.5%	98.8%

※「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1)同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2)その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3)がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4)原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

※厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。



# 労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
	5	69	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん						
	6	70	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん						
	7	71	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	20	18	210	171	21	15
			(石綿に曝される業務による肺がん)	(8)	(7)	(84)	(72)	(13)	(11)
			(石綿に曝される業務による中皮腫)	(12)	(11)	(126)	(99)	(8)	(4)
	8	72	ベンゼンにさらされる業務による白血病						
	9	81	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫						
	9	81	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫						
	10	82	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん						
			(電離放射線にさらされる業務による白血病)						
			(電離放射線にさらされる業務による肺がん)						
			(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)						
			(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)						
			(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)						
	11	83	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
	12	84	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
	13	85	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん				2		
	14	86	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん						
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)						
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)						
	15	87	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん						
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)						
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)						
	16	90	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん						
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)						
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)						
	17	91	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん						
	18	92	1から17(CODE64から91)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病						
八		93	前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
九		93	その他業務に起因することの明らかな疾病	13	18	60	26	2	6
			[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ以降	(3)	(9)	(23)	(11)	(2)	(4)
			[非災害性脳血管疾患]	(2)	(3)	(15)	(7)		(1)
			[非災害性虚血性心疾患等]	(7)	(6)	(22)	(8)		
			[その他]	(1)					(1)
			合計	203	298	1,209	514	121	108
			A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	190	260	1,134	481	117	101
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	13	38	75	33	4	7
			A/(A+B)	93.6%	87.2%	93.8%	93.6%	96.7%	93.5%



# 労働安全衛生をめぐる状況

表13-1 傷病別長期療養者推移状況(2006年度)

区分 傷病名	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度療養中の内訳			
	前年度末療養中	新規該当者 (再発を含む)	治ゆ又は 中断者	死 亡	傷病(補償) 年金移行	本年度末療養中	1年以上1年 6か月未満	1年6か月以 上2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
じん肺患者	9,638	1,195	58	524	334	9,917	593	471	908	7,945
せき髄損傷 患者	362 (60)	454 (84)	308 (59)	7 (2)	56 (9)	445 (74)	171 (28)	111 (18)	85 (19)	78 (9)
外傷性の脳中 枢損傷患者	734 (246)	625 (214)	516 (169)	11 (3)	52 (11)	780 (277)	212 (77)	180 (67)	198 (74)	190 (59)
頭頸部外傷症 候群患者	603 (140)	542 (142)	511 (132)	3		631 (150)	171 (48)	125 (38)	142 (31)	193 (33)
頭肩腕症候群 患者	127	53	54			126	9	19	16	82
腰痛患者	551	539	431	3		656	147	173	131	205
一酸化炭素中 毒患者	7	5	3			9	2		2	5
振動障害患者	8,109	312	627	105		7,689	169	114	295	7,111
その他の患者	16,644 11,738	21,283 (3,591)	20,206 (3,351)	130 (3)	74 (9)	17,517 11,510	6,054 (1,177)	4,246 (701)	3,724 (670)	3,493 14,058
骨 折	9,348 (2,079)	12,689 (2,773)	12,501 (2,600)	21 (3)	20 (3)	9,495 (2,246)	3,837 (936)	2,373 (535)	2,003 (482)	1,282 (293)
切 断	486 (6)	675 (13)	690 (10)			471 (9)	161 (4)	146	90 (3)	74 (2)
関節の障害	1,698 (220)	2,086 (274)	1,960 (266)	1	1	1,822 (228)	566 (83)	470 (59)	408 (45)	378 (41)
打撲傷	1,208 (216)	1,389 (261)	1,275 (241)	2	11 (4)	1,309 (232)	412 (76)	309 (51)	327 (60)	261 (45)
創 傷	762 (49)	1,172 (92)	1,138 (75)	1	1 (1)	794 (65)	265 (25)	237 (16)	177 (17)	115 (7)
そ の 他	3,142 (251)	3,272 (178)	2,642 (159)	105	41 (1)	3,626 (269)	813 (53)	711 (40)	719 (63)	1,383 (113)
合 計	36,775 11,292	25,008 (4,031)	22,714 (3,711)	783 (8)	516 (29)	37,770 11,009	7,528 (1,330)	5,439 (824)	5,501 (794)	19,302 13,957

( ) は通勤災害に係る件数で内数である。

厚生労働省労働基準局『労災保険事業年報 平成18年度』により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表13-2 年度別・傷病別長期(1年以上)療養者数

都道府県	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頭肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者							合 計
										骨 折	切 断	関節の障害	打撲傷	創 傷	その他	
2000	8,603	451	806	612	146	606	4	8,846	17,326	9,802	554	1,557	1,264	903	3,246	37,400
2001	9,049	427	757	614	138	632	6	8,861	17,078	9,592	572	1,617	1,275	842	3,180	37,562
2002	9,160	411	749	614	123	671	9	8,799	16,242	9,207	546	1,511	1,149	749	3,080	36,778
2003	9,166	327	700	601	118	615	7	8,624	16,315	9,303	536	1,528	1,050	766	3,132	36,473
2004	9,262	376	702	580	121	611	4	8,452	16,264	9,228	550	1,557	1,091	782	3,056	36,372
2005	9,628	362	734	603	127	551	7	8,119	16,644	9,348	486	1,698	1,208	762	3,142	36,775
2006	9,917	445	780	631	126	656	9	7,689	17,517	9,495	471	1,822	1,309	794	3,626	37,770

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表13-3 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2005年度末)

都道府県	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者	骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	合計
北海道	1,263	24	32	68	6	53	2	1,264	1,046	523	22	184	52	23	242	3,758
青森	55	4	8	3		1		34	166	83	3	16	11	6	47	271
岩手	61	9	10	5		4		13	175	80	6	9	15	12	53	277
宮城	225	14	13	15		11		22	266	146	9	34	21	18	38	566
秋田	73	4	2	1		2		33	124	69	3	9	4	4	35	239
山形	110	2	6	4		3		36	163	100	5	14	7	6	31	324
福島	234	4	10	2		3		37	115	64	6	6	7	4	28	405
茨城	260	4	24	12	3	11		9	195	113	12	12	11	5	42	518
栃木	75	13	16	10	1	3		8	190	112	6	17	12	8	35	316
群馬	106	7	6	6	5	3		48	292	163	6	27	26	28	42	473
埼玉	67	36	57	32	4	50		41	768	455	24	74	55	31	129	1,055
千葉	48	25	68	74	15	97	1	23	1,027	502	19	196	98	53	159	1,378
東京	178	25	111	67	18	32	1	64	1,473	811	37	158	80	53	334	1,969
神奈川	230	24	49	48	17	85	1	76	1,135	642	26	108	63	65	231	1,665
新潟	266	9	17	4	2	2		141	290	181	13	11	8	10	67	731
富山	126	2						67	113	62	8	12	8	8	15	308
石川	42	1	1	2		1		20	82	52	4	4	5	2	15	149
福井	114	2	2					77	75	41	4	2	1	3	24	270
山梨	48		6	6				27	78	44	2	6	3	2	21	165
長野	186	9	12	18	1	11		126	315	158	12	30	27	19	69	678
岐阜	336	9	11	14		9		162	196	121	5	10	8	5	47	737
静岡	126	20	31	10	4	6		59	439	242	20	29	27	26	95	695
愛知	168	10	24	5	3	1		50	878	534	17	41	91	60	135	1,139
三重	30	5	2	6		4		77	139	65	10	15	3	6	40	263
滋賀	70	9	19	34	9	66		65	549	279	12	72	54	22	110	821
京都	212	6	14	18	9	34	3	241	471	220	6	56	34	22	133	1,008
大阪	327	33	40	19	11	21		113	2,040	1,004	55	240	262	93	386	2,604
兵庫	512	18	36	45	7	53		209	774	457	14	63	50	35	155	1,654
奈良	111	3	1	1		2		69	126	69	22	8	5	3	19	313
和歌山	80	4	5	2				75	166	69	2	14	17	11	53	332
鳥取	27	1						14	32	17	3				12	74
島根	65	1	3	2		1		63	40	16	2	6		2	14	175
岡山	627	9	10	14	1	2		99	266	154	5	14	9	7	77	1,028
広島	466	16	29	24	1	19		187	690	384	14	89	37	31	135	1,432
山口	214	3	5	1				64	227	120	5	5	16	20	61	514
徳島	110	4	3	1	1	3		358	83	49	1	4	7	4	18	563
香川	62	5	13	9	4	4		88	141	76	8	13	9	4	31	322
愛媛	261	15	32	20	1	11	1	885	404	231	10	46	37	14	66	1,630
高知	230	11	6	8	1	25		1,018	192	98	6	31	16	9	32	1,491
福岡	483	12	16	3		1		77	659	369	6	60	46	21	157	1,251
佐賀	76	2	1	1				26	60	40	3	2	3	1	11	166
長崎	768	2	2					39	113	57	2	13	4	5	32	924
熊本	100	5	5	1				239	140	82	1	11	18	6	22	490
大分	401	9	9	8	6	8		538	251	141	3	28	21	10	48	1,230
宮崎	96	7	1	2		1		435	80	44	5	6	1	6	18	622
鹿児島	170	6	10	6		11		249	187	124	1	7	11	2	42	639
沖縄	22	2	2			2		24	86	32	6	10	9	9	20	138
合計	9,917	445	780	631	126	656	9	7,689	17,517	9,495	471	1,822	1,309	794	3,626	37,770

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働基準行政関係通達等

## 2007年度

2007. 4. 1 基発第0401001号『立替払実地調査員の配置について』の一部改正について』★
2007. 4. 1 基発第0401003号「都道府県労働局等における専門官職の所掌事務等に関する準則の改定について」☆
2007. 4. 1 基発第0401006号「出稼ぎ労働者対策要綱の一部改正について」★
2007. 4. 1 基勤発第0401001号「平成19年度における賃金・退職金制度改善指導業務の推進に当たって留意すべき事項について」★
2007. 4. 2 労働衛生課発表「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会報告書について」◎
2007. 4. 2 基発第0402019号『労働時間等設定改善関係事業等の実施について』の一部改正について』☆
2007. 4. 2 基発第0402020号「労働時間等設定改善対策について」☆
2007. 4. 2 基監発第0402001号「学校教育法改正に伴う『労働基準法施行規則第24条の2の2第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務を定める告示の一部を改正する告示の適用について』の取扱いについて」★
2007. 4. 2 基安発第0402001号「地域産業保健センター事業の運営について」☆
2007. 4. 2 基勤企発第0402001号「労働時間等設定改善関係事業等の運用について」☆
2007. 4. 3 基安発第0401001・2号「エピクロヒドリン、塩化ベンジル、1,3-ブタジエン、ホルムアルデヒド及び硫酸ジエチルによる労働者の健康障害防止対策の徹底について」◎※
2007. 4. 5 基安発第0405001・2号「発電設備における労働安全衛生法令に基づく定期自主検査等の実施の徹底について」★
2007. 4. 6 化学物質対策課発表「平成18年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書及びそれに基づく行政措置について」◎
2007. 4. 6 基発第0406001号「ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規定の一部改正について」※
2007. 4. 6 基発第0406002-4号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」※
2007. 4. 6 基安化発第0406001-2号「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」※
2007. 4. 11 基安安発第0411001号「安全上の問題がある芝刈り機に係る安全対策の実施について(要請)」☆
2007. 4. 11 基安安発第0411002号「欠陥機械に係る安全対策の徹底について」☆
2007. 4. 12 勤労者生活部企画課発表「平成19年ゴールデンウィーク期間中における連続休暇の実施予定状況調査結果」◎
2007. 4. 17 基発第0417007号「『成長力底上げ戦略』の推進について」☆
2007. 4. 19 基発第0419001-4「『労災診療費算定基準について』の一部改定について」☆
2007. 4. 19 基労補発第0419001-3「『労災診療費算定基準について』の一部改定に伴う実施上の留意事項について」☆
2007. 4. 23 基発第0423001号「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正部分)の施行について」★
2007. 4. 23 基発第0423002・3号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」☆
2007. 4. 23 基発第0423004号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示の適用について」

2007. 4. 23 基発第0423005号「独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改正について」☆
2007. 4. 23 基発第0423007号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」☆
2007. 4. 23 基発第0423008号「時間外及び休日労働協定点検指導員の配置について」★
2007. 4. 23 基監発第0423001号「時間外及び休日労働協定点検指導員の配置に関して留意すべき事項について」★
2007. 4. 23 基発第0423009号「過重労働防止対策アドバイザーの配置について」★
2007. 4. 23 基監発第0423002号「過重労働防止対策アドバイザーの配置等に関して留意すべき事項について」★
2007. 4. 23 基発第0423010・11号「雇用保険法等の一部を改正する法律による勤労者財産形成促進法等の一部改正等について」☆尾
2007. 4. 23 基発第0423012号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」☆
2007. 4. 23 基発補発第0423001号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定に伴う運用上の留意事項について」☆
2007. 4. 23 基発第0423016号「政府管掌健康保険の被保険者のうち健康保険法第55条第1項に基づき保険給付の不支給決定を受けた者に係る情報提供について(伺い)」☆
2007. 4. 23 基発第0423017号「平成19年度労働時間等相談センター事業について」★
2007. 4. 23 基監発第0423003号「平成19年度労働時間等相談センター事業の実施に当たって留意すべき事項について」★
2007. 4. 23 基発第0423018号「平成19年度新規起業事業場就業環境整備サポート事業について」★
2007. 4. 23 基監発第0423004号「平成19年度新規起業事業場就業環境整備サポート事業の実施に当たって留意すべき事項について」★
2007. 4. 23 基監発第0423005号「『タクシー事業者等に対する法令遵守に関する指導における地方運輸機関との連携について』の一部改正について」★
2007. 4. 23 基監発第0423006号「平成19年度過重労働による健康障害防止のための自主的改善事業について」★
2007. 5. 1 労災管理課事務連絡「給食業務等を請け負う事業に係る労災保険率の適用について」★
2007. 5. 9 基安安発第0509001-3号「エレベータに係る緊急点検について」★
2007. 5. 9 基安安発第0509004号・基安労発第0509001号「工業標準『血液及び体液の接触に対する防護服—防護服材料の血液及び体液に対する耐浸透性の求め方—人工血液を用いる試験方法外4件』の制定及び日本工業規格『T8114 防振手袋』の改正に係る公示について」●※
2007. 5. 10 基安安発第0510001・2号「『ゆで麺器』余熱タンク破裂災害の再発防止について」☆
2007. 5. 10 基安労発第0510001号「熱中症による死亡災害発生状況(平成18年分)について」※
2007. 5. 11 安全課発表「平成18年における死亡災害・重大災害発生状況」◎
2007. 5. 11 基監発第0511001号「最低賃金の周知徹底について(協力依頼)」★
2007. 5. 11 基監発第0511002号「最低賃金の履行確保に係る一斉監督の実施に当たって留意すべき事項について」★
2007. 5. 11 基安化発第0511001号「『石綿飛散が想定される作業現場における石綿作業環境測定とマスク効率に関する調査』の結果について」※
2007. 5. 16 職業病認定対策室発表「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況(平成18年度)について」◎
2007. 5. 17 基発第0517002号「授産施設、小規模作業所等において作業に従事する障害者に対する労働基準法第9条の適用について」★
2007. 5. 17 基監発第0517001号「授産施設、小規模作業所等において作業に従事する障害者に対する労働基準法第9条の適用に当たり留意すべき事項について」★
2007. 5. 17 基監発第0517002号「平成18年10月2日付け基発第1002004号『障害者自立支援法に基づく就労継続支援により作業を行う障害者に対する労働基準法の適用について』記3の改正について」★
2007. 5. 18 基安化発第0518001-2号「輸入貨物に係る港湾荷役作業におけるアフラトキシンばく

## 2007年度 労働基準行政関係通達

- 露防止対策について」●※
2007. 5. 22 基監発第0522003号「『成長力底上げ戦略』による各施策の推進について」☆
2007. 5. 25 職業病認定対策室発表「石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況について(平成18年度)」◎
2007. 5. 25 化学物質対策室発表「鉄道事業者のアスベスト含有製品の使用状況の調査結果について」◎
2007. 5. 25 基安安発第0525001号「平成19年度交通労働災害防止個別指導等実施事業の円滑な実施について」☆
2007. 5. 25 基安安発第0525002「平成19年度交通労働災害防止個別指導等実施事業について」☆
2007. 5. 28 基安労発第0528001号「第6次粉じん障害防止総合対策の評価について」★
2007. 5. 28 基労補発第0528001号「『医療関係質疑応答集』の送付について」★
2007. 6. 1 基発第0601006号「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示について」※
2007. 6. 1 基発第0601011号「平成19年度外国人労働者問題啓発月間について」☆
2007. 6. 1 基発第0601012号「平成19年度『外国人労働者問題啓発月間』実施に対する協力依頼について」☆
2007. 6. 1 基監発第0601001号「警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁による『不法就労等外国人対策に係る具体的施策について』の策定について」☆
2007. 6. 1 基監発第0601002号「平成19年度外国人労働者問題啓発月間の実施に当たって留意すべき事項について」★
2007. 6. 4 基発第0604004号「労働保険事務組合報奨金交付要領の改正について」☆
2007. 6. 5 基労補発第0605001号「『労災診療費算定マニュアル』の送付について」★
2007. 6. 6 基発第0606001-3号「公立医療機関の労災保険に係る診療費請求権の時効について」☆
2007. 6. 6 補償課事務連絡「公立医療機関の労災保険に係る診療費請求権の時効について」☆
2007. 6. 6 基安安発第0606001号・基安化発第0606001号・基安労発第0606001号「平成19年度中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査普及促進事業に係る対象候補事業場の把握等について」☆
2007. 6. 7 安全課発表「2007年問題に対応するITを活用した新しい安全衛生管理手法の構築について」◎
2007. 6. 7 基監発第0607001号「労働時間管理の適正化の推進状況の把握について」★
2007. 6. 7 補償課事務連絡「情報公開法に基づく行政文書開示請求への対応について」★
2007. 6. 8 基安安発第0608001-6号「エレベータに係る緊急点検について」★
2007. 6. 8 補償課事務連絡「アフターケア実施要領の周知について」★
2007. 6. 12 基安安発第06128001-3号「エレベータに係る緊急点検について」★
2007. 6. 15 補償課事務連絡「審査資料の確認について」
2007. 6. 16 基労発第0615001号「労働者災害補償保険に関する適正な審査請求事務の徹底について」★
2007. 6. 18 基安化発第0618001号「酸素欠乏症等の災害防止の徹底について」◎※
2007. 6. 21 勤労者生活部企画課発表「平成19年夏季における連続休暇の実施予定状況調査結果」◎
2007. 6. 22 安全課発表「平成19年度『安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰』の受賞者について」◎
2007. 6. 26 基監発第0626001号「株式会社グッドウィルにおける賃金控除事案を契機とする労働者派遣事業場に対する監督指導の実施について」★
2007. 6. 27 補償課事務連絡「未手続事業主に対する費用徴収(法第31条第1項第1号事案)のうち、100/100徴収事案に係る報告について」★
2007. 6. 29 安全衛生部計画課発表「製造業の請負事業の適正化及び雇用管理の改善に関する研究会報告書」◎
2007. 6. 29 基発第0629001号「製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に向けた取組について」★
2007. 6. 29 基発第6029002・3号「アフターケア委託費の点検業務等委託事務処理要領の一部改正について」☆

2007. 7. 2 労災管理課発表「『労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱』についての労働政策審議会に対する諮問及び答申について」◎
2007. 7. 3 基監発第0703001号「中小企業労働時間適正化促進助成金の運用について」★
2007. 7. 4 基安化発第0704001号「石綿ばく露防止対策の推進に当たって留意すべき事項について(一部改正)」★
2007. 7. 6 基発第0706001号「国民年金時業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の公布及び一部の施行について(労働基準局関係)」☆
2007. 7. 6 基徴発第0706001号「『国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律』の公布及び一部の施行に当たり留意すべき事項について」☆
2007. 7. 6 基発第0706002・3号「企業活動からの反社会的勢力の排除について(要請)」☆
2007. 7. 6 基発第0706008号「『規制改革推進のための3か年計画』への対応について」☆
2007. 7. 11 基労補発第0711001号「業務上疾病の労災補償状況調査について」★
2007. 7. 11 補償課事務連絡「厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物による疾病並びに『その他に包括される疾病』に係る統計調査について」★
2007. 7. 17 基安安発第0717001号・基安化発第0717001号「新潟県中越沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」☆
2007. 7. 19 基発第0719001号「義肢等補装具(車いす)の基準外支給について(回答)」★
2007. 7. 13 基監発第0713001号「平成19年10月から適用される社内預金の下限利率について」×
2007. 7. 17 基監発第0717001号「新潟中越沖地震による災害復旧工事における監督指導業務等の当面の運営について」★
2007. 7. 17 基安労発第0717001号「新潟中越沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」☆
2007. 7. 17 補償課事務連絡「新潟中越沖地震に係る労災保険給付請求状況等の報告について」★
2007. 7. 18 勤労者生活部企画課発表「テレワーク試行・体験プロジェクト参加者募集」◎
2007. 7. 20 労働衛生課発表「平成19年度全国労働衛生週間実施要綱決定」◎
2007. 7. 20 基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」★
2007. 7. 27 基監発第0727001号・基安計発第0727001号「中小企業労働時間適正化促進助成金の広報、周知活動についてについて」★
2007. 7. 27 基安安発第0727001-3号「温泉施設において発生する可燃性ガスに関する当面の暫定対策について」※
2007. 7. 30 安全衛生部計画課・労働衛生課・化学物質対策課発表「『労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案要綱』及び『労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱』についての労働政策審議会に対する諮問について」◎
2007. 7. 31 基発第0731001-3号「『機械の包括的な安全基準に関する指針』の改正について」●※
2007. 7. 31 基安安発第0731004号「『機械の包括的な安全基準に関する指針』の解説等について」●※
2007. 7. 31 基安安発第0731001・2号「クレーンの構造部分に使用する鋼材について」※
2007. 7. 31 基発第0731004号「労働基準局報告例規の一部改正」★
2007. 7. 31 基安安発第07310013号・基安化発第0731001号・基安労発第0731001号「労働基準局報告例規の一部改正に伴う平成18年度分報告の取扱いについて」★
2007. 8. 3 基発第0803001号「義肢等補装具(車いす)の基準外支給について(回答)」★
2007. 8. 3 基発第0803002号「義肢等補装具(電動車いす)の基準外支給について(回答)」★
2007. 8. 6 基安安発第0806001・2号「移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について」●※
2007. 8. 9 安全衛生部計画課発表「産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会報告書」◎
2007. 8. 10 勤労者生活課発表「中央最低賃金審議会の答申『平成19年度地域別最低賃金額改定の目安について』」◎
2007. 8. 10 基発第0810001号「平成19年度地域別最低賃金額改定の目安について」×

## 2007年度 労働基準行政関係通達

2007. 8. 10 基発第0810004号「平成19年度過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間の実施について」★
2007. 8. 10 基監発第0810001号「『過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間』における重点監督の実施について」★
2007. 8. 13 補償課事務連絡「『厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について』等の一部改正について』の送付について」★
2007. 8. 14 基安安発第0814003号「派遣労働者に係る労働災害に関する労働者死傷病報告書の取扱いについて」★
2007. 8. 14 基安安発第0814001-3号「派遣労働者の労働災害に関する労働者死傷病報告書の取扱いについて」★
2007. 8. 16 補償課事務連絡「義肢等補装具支給要綱における基準外支給について」★
2007. 8. 22 勤労者生活課発表「平成19年6月の最低賃金の履行確保に係る一斉監督結果」◎
2007. 8. 22 基安安発第0822001-2号・基安化発第0822001-2号「平成19年度中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査普及促進事業実施細目について」☆
2007. 8. 24 基徴発第0824001号「『労働保険の未手続事業一掃対策における取組に係る報告について』の一部改正について」☆
2007. 8. 28 基安安発第0828001号「平成18年度特定自主検査実施状況報告書の集計結果について」★
2007. 9. 3 基発第0903004号「平成19年度林業巡回特殊健康診断事業の実施について」☆
2007. 9. 7 勤労者生活課発表「平成19年度地域別最低賃金改正の答申状況」◎
2007. 9. 10 補償課事務連絡「マスコミからの取材対応に係る迅速な情報提供の徹底について」★
2007. 9. 11 基安発第0911001号-3「造船業における労働災害防止対策の徹底について」※
2007. 9. 12 基発第0912001号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について(内申)」★
2007. 9. 14 基安化発第0912001号「新規化学物質としてのバイオテクノロジー応用医薬品の当面の労働安全衛生法における取扱いについて」※
2007. 9. 19 基発第0919001・2号「労災診療費の適正払いの徹底について」★
2007. 9. 20 労働保険徴収課発表「平成19年度労働保険適用促進月間の実施について」◎
2007. 9. 20 安全課発表「株式会社アマダプレステックに対する行政処分について」◎
2007. 9. 21 基安安発第0921001-3号「エレベータに係る緊急点検について」★
2007. 9. 26 基発第0926004号「アフターケアシステムに関する機械処理事務の一部改正について」★
2007. 9. 26 基発第0926005号「特別司法警察職員の人員及び捜査活動状況について(回答)」★
2007. 9. 26 基発第0926006号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の施行について」●◎※
2007. 9. 26 基発第0926007号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の周知について」●◎※
2007. 9. 26 基発第0926008号「石綿等の全面禁止に係る労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の改正等について」◎※
2007. 9. 26 基発第0926009号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」●※
2007. 9. 26 基発第0926010号「『健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について』等の一部改正について」※
2007. 9. 27 基発第0927003号「疑義照会に対する回答について」☆
2007. 9. 27 基発第0927004号「バイシクルメッセンジャー及びバイクライダーの労働者性について」☆
2007. 9. 27 基発第0927005号「日本郵政公社の民営化に係る労働保険の適用等について」★
2007. 9. 28 基安安発第0928001-3号「エレベータに係る緊急点検について」★
2007. 9. 30 基発第0930001号「労働基準法施行規則の一部改正について」★
2007. 9. 28 基徴発第0928002号「日本郵政公社の民営化に係る労働保険の適用等に関する取扱いについて」☆
2007. 10. 1 基発第1001013号「『労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の

- 限度等に関する基準第5条に基づく労働省労働基準局長の指定について(平成11年1月29日付け基発第44号)の一部改正について」★
- 2007.10.1 基発第1001014号「郵政民営化に伴う日本郵政公社の承継会社における労働基準法別表第一各号の適用について」★
- 2007.10.1 基発第1001015号「改正雇用対策法及び外国人指針に基づく事業主指導等の強化について(伺い)」☆
- 2007.10.1 基監発第1001001号「改正雇用対策法及び外国人指針に基づく事業主指導等の具体的対応について」☆
- 2007.10.1 基発第1001016号「短時間労働者の雇用管理の改善等移管する法律の一部を改正する法律の施行」☆
- 2007.10.1 基発第1001017号「『平成19年労働者健康状況調査』の実施について」☆
- 2007.10.1 基発第1001018号「労働基準法施行規則の一部改正について」★
- 2007.10.1 基発第1001019号「日本郵政公社の民営化に伴う特別遺族給付金の請求に係る様式の改正について」★
- 2007.10.1 基発第1001020号「労災保険業務機械処理事務手引(年金・一時金システム)等の一部改正について」★
- 2007.10.1 基安発第1001001-3号「石綿健康管理手帳に係る健康診断委託医療機関等の要件について」☆
- 2007.10.4 基発第1004001・2号「エレベーター構造規格第43条に基づく適用除外の取扱いについて」●※★
- 2007.10.4 基発第1004003・4号「移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について」●※
- 2007.10.5 監督課発表「監督指導による賃金不払残業の是正結果」◎
- 2007.10.5 基発第1005002号「労働保険料の適正徴収に係る都道府県労働局内の連携強化について」★
- 2007.10.5 基発第1005001号「労働保険料の適正徴収に係る都道府県労働局内の連携強化について」★
- 2007.10.5 基監発第1005001号「バイシクルメッセンジャー等を使用する事業場に対する集団指導等の具体的対応について」★
- 2007.10.15 基発第1015003号「『平成20年就労条件総合調査』の実施について(伺い)」☆
- 2007.10.16 基発補発第1016001号「不法就労外国人に対する労災補償状況に係る報告について」★
- 2007.10.18 補償課事務連絡「アフターケア健康管理料の返納未確認者に係る対応について」★
- 2007.10.25 監督課発表「株式会社ノヴァに係る労働者からの相談等への対応について」◎
- 2007.10.26 監督課発表「『過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間』の実施について」◎
- 2007.10.29 基監発第1029001号「株式会社ノヴァに係る相談等への的確な対応について」☆
- 2007.10.29 基監発第10290012号「株式会社ノヴァに係る相談等への対応に当たって留意すべき事項について」☆
- 2007.11.2 基発第1102002号「石綿健康被害救済事業交付金交付決定及び通知について」★
- 2007.11.5 基発第1105002号「義肢等補装具(歩行補助つえ)の基準外支給について(回答)」★
- 2007.11.5 基発第1105003号「義肢等補装具(足底裏革)の基準外支給について(回答)」★
- 2007.11.7 基発第1107002号「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する告示の適用について」●◎※
- 2007.11.7 基安発第1107001号「有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について」◎
- 2007.11.7 基安発第1107002号「平成20年度有害物ばく露作業報告対象物質について」×
- 2007.11.8 基発第1108001号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示の適用について」☆
- 2007.11.9 労働保険徴収課発表「第39回社会保険労務士試験の合格者の発表について」◎
- 2007.11.12 基発第1112002・3号「塩化ビニルばく露作業に従事していた労働者に発症した肝血管肉腫の業務上外について(回答)」★
- 2007.11.13 基安発第1113001号「ドラッグ・ショベルにバケットに替えてリフティングマグネットを装着しスクラップをつり上げる移動式クレーンの取扱いについて」●※
- 2007.11.13 安全課主任産業安全専門官事務連絡「ドラッグ・ショベルにバケットに替えてリフティングマグネットを装着しスクラップをつり上げ

## 2007年度 労働基準行政関係通達

- る移動式クレーンの取扱いに係る留意事項について」●※
2007. 11. 16 基安労発第1116001号「じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定におけるDR (FPD) 写真の取扱い等について」☆
2007. 11. 20 基監発第1120001号「タクシー事業に係る特定特別監視地域の新設に伴う地方運輸機関との合同監督・監査について」★
2007. 11. 26 基発第1126001号「義肢等補装具（滑り止めハンドリム）の基準外支給について（回答）」★
2007. 11. 26 基発第1126002号「義肢等補装具（顎及び頭部による操作機能）の基準外支給について（回答）」★
2007. 11. 30 監督課発表「『過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間』における無料相談ダイヤル（11月23日）の相談受理結果」◎
2007. 11. 30 基発第1130001号「『事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針』の周知等について」※
2007. 11. 30 補償課事務連絡「療養（補償）給付たる療養の給付請求をしていた被災労働者が決定前に死亡した場合の取扱いについて」★
2007. 11. 30 補償課事務連絡「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名の公表について」★
2007. 12. 1 基発第1201001-3号「『鋼管足場用の部材及び附属金具の規格』を具備しない単管ジョイントの使用禁止について」※
2007. 12. 3 基発第1203001号「タクシーの上限運賃改定について」★
2007. 12. 3 基発第1203002号「東京地区タクシーの上限運賃改定について」★
2007. 12. 3 基発第1203003号「タクシーの上限運賃改定について」★
2007. 12. 3 基発第1203004号「義肢等補装具の基準外支給について（回答）」
2007. 12. 3 基発第1203005号「義肢等補装具（車いす）の申請について（回答）」★
2007. 12. 5 発基第1205001号「労働契約法について」●
2007. 12. 5 基発第1205001号「最低賃金法の一部を改正する法律について」◎
2007. 12. 5 補償課事務連絡「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名の公表について（情報提供）」★
2007. 12. 6 基発第1206001号「行政の執行における
- 文書の適切な保管・管理について」☆
2007. 12. 10 基労発第1210001号「行政の執行における文書の適切な保管・管理について」☆
2007. 12. 10 基安発第1210001・2号「労働災害防止計画（案）に対する意見照会について」☆
2007. 12. 10 安全課建設安全対策室長事務連絡「エコ合板足場安全技術基準等について」※
2007. 12. 13 基監発第1213001号「バイシクルメッセンジャー等を使用する事業場に対する監督指導を実施した際の措置等について」★
2007. 12. 13 基労補発第1213001-3号「C型肝炎を発症した場合の療養の範囲について」☆
2007. 12. 17 安全課発表「平成19年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰について」◎
2007. 12. 17 基監発第1217001号「本年度における最低賃金の履行確保に係る主眼監督の実施等について」★
2007. 12. 17 補償課事務連絡「通院費の支給等に係る資料の送付について」★
2007. 12. 19 基労補発第1219001・2号「労災診療費審査点検事務の補助について」★
2007. 12. 19 補償課事務連絡「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の公表に関する作業について」★
2007. 12. 20 補償課事務連絡「『石綿による疾病の認定者別リストの内容精査実施要領』について」★
2007. 12. 21 補償課事務連絡「義肢等補装具専門家会議報告書の送付について」（12.13 報告書◎）
2007. 12. 21 補償課事務連絡「『石綿による疾病の認定者別リストの内容精査実施要領』の一部改正について（特別加入関係）」★
2007. 12. 21 基発第1221001・2号「義肢等補装具の基準外支給について（回答）」★
2007. 12. 25 基発第1225001・2号「義肢等補装具の基準外支給について（回答）」★
2007. 12. 25 基安発第1225001号「性能検査の実施における運用の改善について」※
2007. 12. 26 労災管理課事務連絡「メリット制事務処理手引の訂正について」★
2007. 12. 26 補償課事務連絡「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」×
2007. 12. 27 補償課事務連絡「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」×
2007. 12. 28 基発第1228002号「義肢等補装具の基準外支給について（回答）」★

2008. 1. 7 基監発第0117001号「平成20年4月から適用される社内預金の下限利率について」×
2008. 1. 9 基勤発第0109001号「通勤手当の支払いに関して留意すべき事項について」★
2008. 1. 9 補償課事務連絡「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表に関する調査の実施について」★
2008. 1. 9 補償課事務連絡「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の公表のための石綿取扱い状況等に関する調査の実施について」★
2008. 1. 9 補償課事務連絡「石綿ばく露作業に係る認定事業場の公表に関する作業について(その2)」★
2008. 1. 15 基発第0115001号「『地域産業保健センター事業委託要領』等の改正について」☆
2008. 1. 17 基発第0117001・2号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」※
2008. 1. 17 基発第0117006号「労働基準行政情報システム事務処理手引(電子申請関連編)」の改正について」★
2008. 1. 21 基発第0121001号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び平成10年労働省告示第88号(労働安全衛生規則第44条第3項の規定に基づき労働大臣が定める基準を定める件)の一部を改正する件の適用について」※
2008. 1. 22 補償課事務連絡「労災レセプトの効率的な事務処理に関する検討会報告書の送付について」(12.21 報告書◎)★
2008. 1. 23 基発第0123004号「労働契約法の施行について」●◎
2008. 1. 23 基発第0123005号「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の一部改正について」★
2008. 1. 24 基発第0124001号「快適職場形成促進事業の実施について」☆
2008. 1. 23 補償課事務連絡「精神障害等事案に係る『脳・心臓疾患/精神障害処理経過簿システム操作マニュアル』の一部改正について」★
2008. 1. 24 基発第0124002号「平成19年度中央労働基準監察結果の概要について」★
2008. 1. 25 基安安発第0125001号「工業標準 コンクリートミキサ及びコンクリートプラントのA8613:安全要求事項の制定について」×
2008. 1. 28 基発第0128001号「義肢等補装具支給要綱における基準外支給の承認について(回答)」★
2008. 1. 29 基安労発第0129002号「定期健康診断等の項目の改正の周知について」☆
2008. 1. 29 基安労発第0129003号「透過写真撮影業務特別教育に係る科目の省略の取扱いに係る周知について」※
2008. 1. 31 基発第0131001号「『健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針一部を改正する指針』の周知等について」※
2008. 1. 31 基発第0131007号「『労働基準行政情報システム機械処理手引 電子申請関連編』及び『労災保険業務機械処理事務手引(電子申請関連)』の一部改正について」★
2008. 1. 31 基労補発第0131001号「石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金等の周知・広報について」★
2008. 2. 1 基発第0201001号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえた都道府県労働局における業務の推進について」☆
2008. 2. 1 基発第0201002号「改正パートタイム労働法施行本部の設置について」☆
2008. 2. 1 基発第0201003号「平成19年度中央労災補償業務観察実施結果について」★
2008. 2. 1 基発第0201004号「平成19年度中央労働保険適用徴収業務監察実施結果について」★
2008. 2. 4 基発第0204004号「労働契約法の周知について」×
2008. 2. 5 基安労発第02050001号「産業医制度及び地域産業保健センター時業等の周知及び指導について」※
2008. 2. 5 基安労発第02050002号「産業医制度及び地域産業保健センター時業等の周知について(依頼)」※
2008. 2. 5 基安労発第02050003・4号「産業医活動の活性化に係る産業医への要請について(依頼)」☆
2008. 2. 6 発基第0206001号「指定統計調査票の使用について(申請)」★
2008. 2. 6 基発第0206001-3号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」※
2008. 2. 6 基安化発第0206001-2号「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」※

## 2007年度 労働基準行政関係通達

- て]☆
2008. 2. 6 基安化発第0206003-4号「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」◎※
2008. 2. 6 基安労発第0206001号「職場における腰痛発生状況の分析について」※
2008. 2. 6 基労補発第0206001号「上司の『いじめ』による精神障害等の業務上外の認定について」★
2008. 2. 7 基発第0207001-2号「ナノマテリアル製造・取扱い作業現場における当面のばく露防止のための予防対応について」※
2008. 2. 7 基安化発第0207001号「ナノマテリアル製造・取扱い作業現場における当面のばく露防止のための予防対応について」☆
2008. 2. 12 基発第0212009号「関係行政機関との連携等による石綿ばく露防止対策の一層の推進について」※
2008. 2. 13 基労補発第0213001号「振動障害に係る適正給付対策の第8次3か年計画の策定について」★
2008. 2. 15 基発第0215001-3号「労働契約法の概要及び周知について」×
2008. 2. 15 基監発第0215001号「労働契約法に係る協力依頼について」×
2008. 2. 15 基発第0215004号「短時間労働者に係る労働条件の確保改善について」★
2008. 2. 18 基発第0218003号「『社内預金制度の運用について』の一部改正について」★
2008. 2. 18 基監発第0218001号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえた都道府県労働局における業務の推進に係る具体的実施要領について」★
2008. 2. 18 基監発第0218002号「預金管理状況報告の本社一括報告に係る取扱いについて」★
2008. 2. 18 基安安発第0218001号「工業標準 道路工事機械—安全—第2部：路面切削の要求事項外2件の制定について」※
2008. 2. 19 基発第0219001号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
2008. 2. 19 補償課事務連絡「未手続事業主に対する費用徴収（法第31条第1項第1号事案）のうち、100/100徴収事案に係る報告について」★
2008. 2. 20 安全衛生部計画課発表「『労働災害防止計画（案）』についての労働政策審議会に対する諮問について」◎
2008. 2. 20 基発第0220006号「『労働条件通知書等の普及促進について』の一部改正について」★
2008. 2. 20 基安発第0220001号「安全衛生業務の推進について」★
2008. 2. 21 労災管理課他発表「『労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱』及び『労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱』についての労働政策審議会に対する諮問及び答申について」◎
2008. 2. 21 基安化発第0221001号「石綿障害予防規則第3条の規定による石綿等の使用の有無の分析調査について」※
2008. 2. 22 基安安発第0222001・2号「クレーン等安全規則第26条、第27条、第72条及び第73条の解釈について」※
2008. 2. 22 基安安発第0222003号「日本工業規格『B8267 圧力容器の設計』外5件の制定、『B9704-2 機械類の安全性電気的検知保護設備—第2部：能動的光電保護装置を使う設備に対する要求事項』の改正及び『B8248 円筒形多層圧力容器』外5件の確認について（公示）について」※
2008. 2. 25 基労発第0225001号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
2008. 2. 26 基発第0226003号「二硫化炭素による疾病の業務上外について（回答）」
2008. 2. 26 基発第0226005号「義肢等補装具支給要綱における基準外支給のりん伺について（回答）」★
2008. 2. 26 基発第0226006号「粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令の施行について」※
2008. 2. 26 補償課事務連絡「第三者行為災害に係る求償債権の回収業務の業務委託に関する調査について」★
2008. 2. 27 基発第0227001号「関係請負人が混在する製造業の事業場における総合的な安全衛生管理の推進について」★
2008. 2. 28 基発第0228001・2号「『化学設備の非定

- 常作業における安全衛生対策のためのガイドライン』の改正について」※
2008. 2. 29 基発第0229001号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質等障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について」◎※
2008. 2. 29 基発第0229002号「作業環境測定記録のモデル様式の改正について」◎※
2008. 2. 29 基発第0229004号「『計画の届出に係る審査等について』の一部改正について」★
2008. 2. 29 基発第0229005号「作業環境測定機関の登録等の処理要領の改正について」☆
2008. 2. 29 補償課事務連絡「石綿ばく露作業に係る認定事業場の公表に関する作業について(その3)」★
2008. 3. 4 基発第0304001号「石綿健康被害救済事業交付金交付決定及び通知について」★
2008. 3. 5 基発第0305001号「『労災かくし』の排除に係る対策の一層の推進について」★
2008. 3. 7 基発第0307005号「当面の長時間労働対策の抑制のための対策について」★
2008. 3. 7 基監発第0307001号「当面の長時間労働対策の抑制のための対策における監督指導等の実施について」★
2008. 3. 7 基発第0307006・7号「過重労働による健康障害防止のための総合対策の一部改正について」※
2008. 3. 7 基監発第0307003号・基安労発第0307002号・基勤企発第0307001号「『過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について』の一部改正について」★
2008. 3. 7 基監発第0307002号「『日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針』等について」★
2008. 3. 11 基発第0311001号「業務の効果的・効率的な推進について」★
2008. 3. 12 基発第0312003号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について(内申)」★
2008. 3. 12 基発第0312006号「ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準の改正について」※
2008. 3. 12 基安計発第0312001号・基労管発第0312001号「労働基準局所管に係る更なる電子申請利用促進のための取組について」★
2008. 3. 12 基勤企発第0312002号「労働時間等の設定の改善に関する相談等の件数調べの改訂について」☆
2008. 3. 13 基発第0313001号「日本標準産業分類の改訂について」☆
2008. 3. 14 基安発第0314001・2号「ニッケル化合物、砒素及びその化合物等による労働者の健康障害防止対策の徹底について」◎※
2008. 3. 14 基安労発第0314001号「地域産業保健センターにおける面接指導等の相談窓口における運用について」※
2008. 3. 17 勤労者生活課発表「『最低賃金法施行規則等の一部を改正する省令案要綱』についての労働政策審議会に対する諮問及び答申について」◎
2008. 3. 17 化学物質対策課発表「平成19年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書及びそれに基づく行政措置について」◎
2008. 3. 18 基労発第0318001・2号「筋電動義手の研究用支給に係る協力依頼について」★
2008. 3. 18 基労補発第0318003号「農業者に係る特別加入制度の周知について(依頼)」★
2008. 3. 19 基発第0319001-4号「労働災害防止計画の推進について」※
2008. 3. 19 基発第0319005号「『自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための監督指導等について』の一部改正について」★
2008. 3. 19 基監発第0319001号「自動車運転者の労働条件確保のための地方運輸機関との合同監督・監査の実施について」★
2008. 3. 19 基発第0319006・7号「第7次粉じん障害防止総合対策の推進について」※
2008. 3. 19 基発第0319008号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領及びアフターケア委託費の点検業務等委託事務処理要領の一部改正について」★
2008. 3. 19 基労補発第0319001号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の一部改正に伴う運用上の留意事項について」☆
2008. 3. 21 基発第0321001号「アフターケアシステムに関する機械処理事務の一部変更について」★

## 2007年度 労働基準行政関係通達

2008. 3. 21 基監発第0321001号「適正な監督指導業務の一層の徹底について」★
2008. 3. 21 補償課事務連絡「平成20年度労災保険審査官及び労災補償訟務官等の配置状況について」★
2008. 3. 24 勤労者生活部企画課発表「『労働時間等見直しガイドライン』の改正について（労働時間等設定改善指針の改正）」◎
2008. 3. 24 労働保険徴収課発表「第3回（平成19年度）紛争解決手続代理業務試験の合格者の発表について」◎
2008. 3. 25 基発第0325002・3号「石綿による疾病に係る労災補償制度等の周知について（依頼）」★
2008. 3. 25 基監発第0325001号「『有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準に係る助言・指導等の実施について』の一部改正について」★
2008. 3. 25 基安発第0325001号「地域産業保健センター事業の運営について」☆
2008. 3. 25 基発第0325001号「石綿による疾病に係る労災補償制度等の周知について（依頼）」★
2008. 3. 26 補償課事務連絡「石綿ばく露作業による労災認定事業場一覧表の公表に係る留意事項について」★
2008. 3. 26 化学物質対策課化学物質評価室長事務連絡「密閉方式のホルムアルデヒドガス滅菌器等に関する特定化学物質障害予防規則の適用について」◎※
2008. 3. 27 基発第0327001号「『局所排気装置の定期自主検査指針』等の周知等について」※
2008. 3. 27 基発第0327002号「局所排気装置等の定期自主検査者等要請講習について」※
2008. 3. 27 基発第0327003-5号「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」※
2008. 3. 27 基安安発第0327001・2号「特定機械等の検査証の有効期間に係る取扱いについて」※
2008. 3. 27 基発第0327008号「地方じん肺診査医及び労働衛生指導医の任免について」★
2008. 3. 27 基監発第0327001号・基安発第0327001号「第7次粉じん障害防止総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」
2008. 3. 27 基安発第0327002号「労働安全衛生法に基づく健康管理手帳を交付された方々に対する健康診断等の取扱いについて（依頼）」★
2008. 3. 28 労災管理課発表「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表の公表について」◎
2008. 3. 28 職業病認定対策室発表「『石綿による肺がん及び中皮腫に係る労災請求・補償状況（平成17年度）』及び『石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況（平成18年度）』の訂正について」◎
2008. 3. 28 基発第0328004号「仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進について」☆
2008. 3. 28 基発第0328005号「『都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携について』の一部改正について」★
2008. 3. 28 基監発第0328001号「適用事業場数及び適用労働者数に係る資料の送付について」★
2008. 3. 28 基監発第0328002号「都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携に当たって留意すべき事項について」★
2008. 3. 28 基安安発第0328001号「日本工業規格『B9961 機械類の安全性—安全関連の電気・電子・プログラマブル電子制御システムの機能安全』の制定及び『B9960-1 機械類の安全性—機械の電気装置—第1部：一般要求事項』の改正について（公示）」※
2008. 3. 31 基発第0331001号「『社会保険と労働保険の徴収事務の一元化について』の一部改正について」☆
2008. 3. 31 基徴発第0331001号「社会保険と労働保険の代理人選任・解任届の共通様式化について」☆
2008. 3. 31 基徴発第0331002号「社会保険・労働保険徴収事務センター事務取扱要領の改正について」★
2008. 3. 31 基徴発第0331003号「平成20年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について」★
2008. 3. 31 基徴発第0331006号「国土交通省における貨物自動車運送事業者の労働保険未手続事業に対する対策強化に係る協力について」☆
2008. 3. 31 大臣官房地方課発表「平成20年度地方労働行政運営方針の策定について」◎

2008. 3. 31 基発第0331002号「平成20年度地方労働行政運営方針について」×
2008. 3. 31 基発第0331005号「義肢等補装具支給要綱の改正等について」☆
2008. 3. 31 基発補発第0331001号「義肢等補装具支給要綱の改正等に伴う運用上の留意事項について」☆
2008. 3. 31 基発補発第0331002号「『義肢、装具及び(財)保持装置等支給事務取扱要領』について」☆
2008. 3. 31 基発第0331006号「1上肢を手関節以上で失った者に対する筋電電動義手の研究用支給について」☆
2008. 3. 31 基発補発第0331003号「1上肢を手関節以上で失った者に対する筋電電動義手の研究用支給についての運用上の留意事項について」☆
2008. 3. 31 基発第0331007号「『最低賃金に関する実態調査』の実施について」★
2008. 3. 31 基発第0331008号「『徴収関係事務取扱手引I(徴収・収納)』の改訂について」★
2008. 3. 31 基発第0331016号「義肢等補装具支給要綱の改正等について」☆
2008. 3. 31 基発第0331017号「労働基準局報告例規の一部改正について」★
2008. 3. 31 基発第0331018-21号「『労災診療費算定基準』の一部改定について」☆
2008. 3. 31 基発補発第0331004号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」☆
2008. 3. 31 基発補発第0331005-6号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う実施上の留意事項について」☆
2008. 3. 31 基発第0331022号「『債権管理事務取扱手引』の一部改定について」★
2008. 3. 31 基発第0331023号「労災保険専門調査員の配置について」★
2008. 3. 31 基発第0331025号「社会復帰推進員の配置について」★
2008. 3. 31 基発第0331026号「林業振動障害者職業復帰推進員の職務について」★
2008. 3. 31 基発第0331029号「職業病相談員の配置について」★
2008. 3. 31 基発第0331031-3号「『労災保険におけるリハビリテーション医療について』の一部改正について」★
2008. 3. 31 基発第0331034-37号「労災保険における看護料算定基準の一部改正について」☆
2008. 3. 31 基発補発第0331007-97号「労災保険における看護料算定基準の一部改正に係る留意事項について」☆
2008. 3. 31 基監発第0331001号「平成20年度における企画裁量型労働制に関する決議届等に係る報告について」★
2008. 3. 31 基安安発第0331001・2号・基安化発第0331001・2号・基安労発第0331001・2号「リスクアセスメント等の実施に関する積極的な取組について」※
2008. 3. 31 基安安発第0331003号・基安化発第0331003号・基安労発第0331003号「リスクアセスメント等の実施に関する自主的な取組等の促進について」※
2008. 3. 31 基安労発第0331004-5号「THPと高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導との関係について」☆
2008. 3. 31 基勤勤発第0331001号「一般の中小企業退職金共済事業における退職後5年を経過した未請求退職金等の取扱いについて(回答)」★
2008. 3. 31 補償課事務連絡「在宅勤務者に係る労災保険給付請求事案の報告について」★

★ 開示請求により入手したもの

☆ 「行政サービス」として提供させ入手したもの

※ (財)安全衛生情報センター「法令情報」に掲載されているもの (<http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/hor/horei01.html>)

● 厚生労働省ホームページ「法令等データシステム」に掲載されているもの (<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/tsuchi/contents.html>) 2008年5月20日現在、改正後の元通達は掲載されているものの、改正履歴を確認することができないものは除外している。

◎ 厚生労働省ホームページ「報道発表資料」(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/bukyoku/roudou.html>)または「トピックス」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/index.html>)に掲載されているもの



# 全国安全センターの 活動報告と方針案

## 1. 情報公開の重要性と実現方法

アスベスト問題は、引き続き最優先の重要課題であるばかりでなく、私たちの運動展開にとっても重要な教訓をつくりだし、提供してくれています。

この間、アスベスト問題の「幕引き」を阻止する最大の契機となったのは、厚生労働省に2005・06年度分の石綿曝露作業による労災認定等事業場情報を公表させたことでした。

厚生労働省は、クボタショック直後の2005年夏に、2004年度以前の労災認定等事業場情報を公表した後、公表継続を求める私たちや患者と家族の会等の要請に対して、「効果や及ぼす影響等を十分に考慮し、慎重に検討したい」と称して先延ばししてきました。その真意が、世論の動向を見極めながら、一度限りの緊急対応＝例外がですまされるならば、公表したくないというところにあるのは明らかでした。

だからこそ執拗に公表を求め続けてきたわけですが、2007年9月20日に行われた全国安全センターの厚生労働省交渉の場において、労災補償部は、「現時点で公表しなければならないという緊急性、必要性に乏しい」と判断して公表しないことを決定したと表明したのです。7月11日にアスベストセンターらとの交渉の場で同様の回答をして（そのときは別の話題が焦点となって）抵抗を受けなかったことやメディア等も取り上げなくなってきたことなどから、それで通ると思っていた節があります。

交渉団はこの問題にほとんどの時間を費やして猛反撃、最終的に再検討を約させ、この場での反

撃が決定的な意味をもつことになりました。

今年度は国会議員の同席を求めた交渉の場としていたことも奏効しました。阿部知子衆議院議員は、「国民の知る権利を奪う犯罪性」を指摘して、国会の場でも取り上げることを明言。川田龍平参議院議員も強く迫り、また、11月15日に内閣に提出した「クボタショック後のアスベスト対策に関する質問主意書」でもこの問題を取り上げてくれました。11月22日に示された福田康夫・内閣総理大臣の答弁書では、平成17年度以降分についても「公表に向けて検討を進める」ということになりました。ちなみに2008年の厚生労働省交渉も、同様のかたちで設定していきたいと考えています。

12月3日付けの毎日新聞朝刊は、一面トップを含めて全5面構成で、2005・06年度分の企業別・労働基準監督署別労災認定等事例一覧を掲載しました。これは片岡明彦氏（アスベストセンター運営委員・関西労働者安全センター）が粘り強く進めてきた情報公開法に基づく開示請求の成果を集約したもので、これで、厚生労働省はもはや公表をしないわけにはいかなかったと言えるでしょう。

最終的に、翌12月4日の参議院厚生労働委員会において足立信也議員の追及に対して、杵添要一・厚生労働大臣が「来春くらいまでには公表できるよう指示する」と回答して、公表が実現することになりました。

厚生労働省は、2008年3月28日に、2005・06年度分の労災認定等事業場情報を公表し、新聞各紙は見開き2頁を使ってこの情報を掲載しました。

しかし、「既公表事業場」分については、合計認定件数を示すだけで、事業場別の情報を「隠す」

という姑息な対応がまたもやなされました。

今回はさすがにメディアもこれを放置せず、追加公表を求め、6月12日になって追加公表されました。

同じ6月12日には、2007年度分の労災認定等の請求・決定状況も公表されました。これは、昨年、一昨年は5月中に公表されていたのですが、上記追加公表も含めて、公表時期はおそらく石綿健康被害救済法見直しの動向の影響を受けたと思われます。しかし、事業場名等情報の同時公表はされおらず、まだまだ監視や働きかけが必要です。

並行して私たちは、死亡年別の労災認定等状況を公表するよう厚生労働省に迫っています。これは、「隙間ない補償・救済」を検証するために、したがってまた石綿健康被害救済法や労災時効制度の見直し等のためにも、不可欠な情報です。

当初はゼロ回答に等しい厚生労働省の対応でしたが、2008年3月27日の参議院環境委員会における岡崎トミ子議員の質問によって、特別遺族給付金(労災時効救済)については、「把握可能、今後検討するが、事業場名公表を優先」という労災補償部長の答弁を引き出し、6月10日の再度の岡崎質問に対しては、「事業場名公表を終えたので、現在集計中。まとも次第公表する」との回答。本稿執筆時点では、厚生労働省ホームページに未掲載ですが、6月12日の時点でメディアに対しては、2006、2007年度支給分についての死亡年別一覧が示されています。

労災認定の方についても、3月27日の段階では、把握が可能かどうか不明を避けていましたが、6月12日の答弁では、「古い事案については既に集計することが困難だが、可能な範囲で集計すべく検討中。公表時期についてはまだ話せる段階がない」としており、早期公表を迫っていきたいと考えています。

この間の教訓を整理すると、①情報公表の必要性・有用性を明らかにしながら粘り強く要求し続けること、②情報公開法等を活用して入手可能な情報は最大限入手に努めるとともに、その情報をまた一層の情報公開に役立てること、③機会をとりえて国会議員やメディアとの連携を最大限活かすこと、が重要であると言えると思います。

## 2. 全国一斉ホットライン

もうひとつ重要な教訓は、2008年3月28日及び6月12日と、二度の情報公表のタイミングに合わせて、全国安全センターの無料相談フリーダイヤルを活用して全国一斉ホットラインに取り組んだことです。メディアも取り上げてくれやすいことに加えて、労災認定等事業場などの重要な情報と相談窓口の存在が同時に知られることによって、情報の周知や新たな事例の掘り起こしに大いに役立ちました。また、この間とはくに、新たに掘り起こされた現場の事実を、さらなる情報公表や石綿健康被害救済法見直しに有効に役立てることができました。

二回とも事務局長不在のなかでの実施でしたが、地域安全センターのネットワークである全国安全センターの特徴を活かした取り組みとなりました。

## 3. 石綿健康被害救済法の見直し

情報開示の取り組みと並行して、石綿健康被害救済法の緊急の見直しについては、石綿対策全国連絡会議を中心に精力的に取り組みました。

参議院での野党多数、次期総選挙では与野党逆転も想定されるという政治状況のもとで、各政党に意識的に働きかけ、法施行5年後(2011年3月)を待たずに、とくに特別遺族弔意金等(法施行前死亡事例救済)及び特別遺族給付金(労災時効救済)の請求期限が切れる2009年3月前の緊急の見直しを実現して、その後の抜本的見直し及びアスベスト対策基本法の制定実現につなげるという方針は2008年はじめに確認されました。

その中心に、3月20日の「石綿健康被害救済法の見直しを求めるシンポジウム」が設定されたわけですが、石綿全国連の要請を受けた民主党がそれ以前から動き出してくれたことと、地域安全センター等の取り組みが相乗効果を生み出しました。

3月16日に尼崎労働者安全衛生センターらがクボタによる救済金等に関する最新情報を記者発表。このなかで生前申請できずに救済法で門前払いされた事例に対してもクボタが救済金を支払っ

た事例が報じられ、3月18日の衆議院環境委員会で田島一成議員がこの問題を取り上げたのに対して、鴨下一郎・環境大臣は、「法施行後未申請死亡事例が課題になっていることは承知している。速やかに検討に入りたい」と言明しました。

民主党が独自の改正法案の提出準備を進めるなかで、3月20日のシンポジウムでひょうご労働安全衛生センターから報告された「救済法施行後も相次ぐ労災事例」が翌21日の毎日新聞朝刊で大きく報じられ、3月27日の参議院環境委員会で岡崎トミ子議員がこの問題も含めて追及しました。

3月28日の厚生労働省による労災認定等事業場情報公表も、メディアから、不十分な情報や公表の遅れが救済を妨げているという視点から取り上げられ、全国安全センターのホットライン開設も比較的大きく報じられました。

このようななかで与党も、アスベスト対策プロジェクトチームを立ち上げざるを得なくなったと言ってよいでしょう。

石綿全国連は、4月17日に与党PT宛てに「要請書」を提出し、4月24日に民主党案が提出された段階で「コメント」を発表。連休前に、関西と関東の地域安全センターや患者と家族の会有志らにより、与党PTメンバー等に対する働きかけも行われました。

5月9日には与党案も提出されて、与党・民主党協議が行われることとなり、5月29日に合意が成立、両案を撤回して新たな改正案が、6月5日衆議院、6月11日参議院で全会一致で可決され、成立という運びになったわけですが、この間の協議は実質的に、在野の石綿全国連、われわれと官僚とのせめぎ合いであったと言えます。

とりわけ、「労災時効制度の根幹を揺るがす改正」を阻止しようとする厚生労働省の抵抗を粉砕することが課題でしたが、民主党は石綿全国連と緊密に連携してくれ、与党側も、在野との連携にいかかわらず消極的ながら、厚生労働省の抵抗を抑えて民主党との合意を実現したと評価できます。

今回の法改正は、もとの民主党案よりは劣るとはいふものの、法施行5年後(2011年3月)以内の見直し期限の前に請求期限を喪失してしまう事例が生じるという「隙間」をふさぐとともに、2011年3月に向

けてあらためて見直しを行うことを再確認させるという、当初の目標を達成することができました。

6か月以内に施行されることとなりますが、当面、改正法施行に伴う諸問題とともに、法改正を必要とせず実現でき、また実現すべき、指定疾病の労災並み拡大の実現と、今後の見直しの基礎資料となるべき死亡年別労災認定等情報を公表させることに全力を注ぎます。そして、労災時効制度を含めた本格的見直しとアスベスト対策基本法制定に向けた戦略を練っていかねばなりません。

石綿健康被害救済法の緊急の見直しは、予想以上に短期間に当初の目標を達成することができたのには、参議院での与野党逆転状況に加えて民主党関係議員の迅速かつ精力的な対応の役割が大きかったわけですが、各地域における患者・家族や地域安全センター等による現場の実態の提起と行動、労働組合や市民団体等草の根の最も幅広いネットワークである石綿全国連の機動的な対応、メディアのバックアップなどの総合的組み合わせがうまく機能した結果だと考えています。そのような良好な条件を維持・発展させていくことも重要な課題です。

#### 4. 職業病と公害の垣根を超えて

アスベスト問題は、職業病と公害の垣根を超えた取り組みの試金石でもあります。

この間、尼崎、王寺・斑鳩、河内長野、泉南、岐阜羽島、横浜鶴見などにおける住民被害者・家族の取り組みを患者と家族の会や地域安全センター等が支援・連携し、その基盤のうえに石綿全国連主催のシンポジウム等にも結集するという積み重ねがなされています。

アスベスト公害の原点とも言える尼崎で2007年6月30日-7月1日に開催された「クボタショックから2年 写真と報告で綴るアスベスト被害尼崎集会」もそのような意味もつ集まりとなり、全国安全センターも主催に名を連ねました。この記録は、『アスベストショック』という本にまとめられています。さらに、2008年6月28日には、「クボタショックから3年 アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会」が開

催されることになっています。

各地域における疫学調査等の結果が公表された環境省の「石綿の健康影響に関する検討会」の場には(2007年5月28日、8月27日、2008年6月4日)、多くの関係者が傍聴して、記者会見も行われてきました。

いたずらに調査や住民健康診断等だけ実施しているのではなく、住民被害=アスベスト公害と曝露源企業との因果関係を確認させ(そのための科学的証拠は既に十分あると考えています)、アスベストに曝露した可能性の高い住民らに対する健康管理体制を確立させることが急務です。

泉南訴訟に続いて、首都圏建設アスベスト訴訟も、国の責任を追及し国家賠償を求めて提起されました。補償・救済のあり方の見直しにも絡んで、職業病と公害とを問わず、被害の予防に失敗し、被害を拡大させた国の責任を認めさせていくことが重要です。

## 5. 国際ネットワークの進展

石綿全国連は、結成20周年を迎え、2007年11月23-24日にパシフィコ横浜で、「すべてのアスベスト被害者・家族に構成・平等な補償を求める国際会議」を開催、11か国から380名が参加して熱心な討論を繰り広げ、「横浜宣言」を採択しました。これは、職業病にとどまらず公害としても現われているアスベスト被害の実像とその解決策に迫った、国際的にも先進的な取り組みとなりました。結成20周年パーティと「写真展●明日をくださいーアスベスト公害患者・家族の記録」も同時開催されたほか、『アスベスト問題の過去と現在ー石綿対策全国連絡会議の20年』、『アスベスト問題は終わっていないー労働者・市民シンポジウムの記録』、『未来を奪うーアジアのアスベスト使用』の3冊の記念ブックレットも発行されています。この会議にイタリアから参加したベネディット・テラッチーニ氏のご協力により、立命館大学のアスベスト問題研究会の欧州調査の一環として、2008年3月に、尼崎の前例と言えるカサレー・モンフェラート(エターニト社のアスベスト・セメント製品工場が労働者とその家族、周辺住民

に大量の被害を引き起こしています)を訪問し、関西の安全センター関係者らも同行しました。

石綿全国連はまた、2007年5月18-19日に韓国・ソウルにおいて「アスベスト問題解決のための日韓共同シンポジウム」を開催し、各地の安全センターや患者・家族の代表も多数参加しました。直後に、韓国におけるアスベスト紡織業のメッカであった(そして規制強化を受けて日本のアスベスト紡織業が移転した先でもある)釜山においてもアスベスト公害が発生している可能性があることが明らかになるなかで、アスベスト問題での日韓交流は急速に進展しています。11月には釜山で開催された大韓産業医学会「韓国におけるアスベスト問題シンポジウム」に日本から4名が参加。横浜の国際会議にも韓国から多数が参加。12月に韓国・石綿被害者家族の会が設立されると、招かれて日本の患者と家族の会の古川和子・副会長らが翌2008年1月にソウルと釜山を再訪問。2月には韓国から15名の代表団が来日して、日本のアスベスト公害のホットスポットー奈良、泉南、尼崎、羽島、横浜を現地訪問して関係者らと交流、最後に東京のニチアス本社前での抗議行動や記者会見を行いました。4月には日本の研究者らが釜山を訪問して、両国における調査や共同調査等について検討しています。

2008年6月29日~7月2日にソウルで第18回世界労働安全衛生会議が開催されます。同会議のなかでもILO(国際労働機関)、ISSA(国際社会保障協会)、BWI(国際建設木産労連)がアスベスト問題を取り上げたシンポジウムを企画して世界の関係者が集まることから、7月3-5日に、韓国・石綿追放全国ネットワーク(Ban Asbestos Network Korea)の正式発足を兼ねた国際アスベスト・シンポジウムを、ソウルと釜山で開催することが計画され、日本からも安全センターや石綿全国連関係者が多数参加します。

『未来を奪うーアジアのアスベスト使用』の中国語版・ベンガル語版の出版も予定され、2009年4月には香港での第2回アジア・アスベスト会議の開催も決定されるなど、アジア・アスベスト禁止ネットワーク形成の展望も増えてきたと言えます。

なお、アスベスト関連では、2008年6月にブラジル・

サンパウロで開催された国際中皮腫会議にも日本から参加。その他にも、同年3月には、じん肺問題での韓国からの調査団を安全センター等で受け入れ、また、労災職業病被災者の権利のためのアジア・ネットワークにも継続的に参加しています。

### 6. 安全衛生対策の基本原則の徹底

労働時間規制の新たな適用除外―“日本版ホワイトカラー・エグゼンプション”導入を阻止できていることも、この間の被災者・家族を先頭にした取り組みの成果として確認できます。

しかし、安全センターとしては、2007年6月13日に東京で開催された「本気(マジ)かよ?『労働ビッグバン』!徹底検証シンポジウム」(中野麻美、棗一郎両弁護士と古谷杉郎・全国安全センター事務局長呼びかけによる実行委員会主催)以降、有効に動ききれてこなかった反省もしています。

“ワーキングプア”、“格差社会”、“雇用破壊”等々に対して“NO!”と言う世論が、メディア等にも一定浸透しつつある一方で、“労働ビッグバン”などと称した雇用労働法性の一層の規制緩和を促進する流れも決して押しとどめられてはいないなかで、“日本版ホワイトカラー・エグゼンプション”を阻止できた力を、過労死や過労自殺を許さないより安全で健康的な働き方を実現していくキャンペーンに広げていくことができたとしても考えるとところです。

そのような視点も踏まえて、2006年の「リスクアセスメント指針」で示された、以下のような、労働安全衛生対策を講じる「レベルと優先順位に関する基本原則」が、労働安全衛生教育・トレーニングや現場での対策に浸透させていく努力を継続していきます。

すなわち、以下の順番で「合理的に実行可能な限り高い優先順位」の対策をとるという原則です。

- ① 発生源対策(設計・計画段階での措置)
- ② 工学的対策
- ③ 管理対策
- ④ 個人保護具の使用

④は、①～③のレベルで合理的に実行可能な措置を尽くしても、なお除去されないリスクに対して

講じられるもので、④をもって①～③の代替を図ってはならないとも明記されています。①の措置により除去しきれなかったリスクに対し②の措置をとるという優先順位を明確にすることは、優先順位付けなしに作業管理・作業環境管理・健康管理を並列する「3管理」等旧来のわが国におけるアプローチの弱点を克服して、使用者の包括的な安全衛生確保責任の内実を明確にさせることであると評価することができます。どのレベルでのどのような対策が、「合理的に実行可能な最善の対策」かどうかは、継続的に見直されなければなりませんし、「合理的」云々を必要な措置を怠ったり低下させる口実としてはならないことは言うまでもありません。

これは、国際的な常識であり、私たちが提唱する「継続的な改善」の取り組みの基礎ともなる考え方です。リスクアセスメントは手段であって目的ではありません。どんなに複雑精緻なアセスメントやシステムであっても、行動=改善に結び付かなければしょうがありません。この基本原則があつてこそ、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムと言うべきでしょう。指針ではなく法令で基本原則を確立すべきであることはもちろんですが、指針策定を手がかりにして、このような考え方の普及と実践、活用を図っていくことが重要です。

### 7. 組織・財政体制の強化等

組織的には、上述のような全国各地が連携して迅速に取り組む必要が高まるなかで、毎月一回程度開催している会議に、インターネット経由で各地から参加できるスカイプを導入して、現在、東京事務所と大阪、愛媛、愛知、兵庫等を結んで開催するようになっています。

また、もっと各地の経験を交流したい、労働安全衛生集会のような要素を持たせたいという議論から、第19回総会は、2泊3日で、中一日に多彩な分科会を配置するかたちで開催することとなりました。

地域安全センターの結成や強化の一層の支援や新たな人材づくり、専従体制強化の見直しも含めて、財政体制の強化についても議論を継続しているところです。



# 2007年度収支決算案

2007年4月1日から2008年3月31日まで

## 1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,805,000	1,590,000	215,000	2,100,000	▲ 295,000
賛助会費	3,406,000	3,080,000	326,000	5,500,000	▲ 2,094,000
購読会費	742,200	292,200	450,000	700,000	42,200
寄付金収入	325,000	5,800,000	▲ 5,475,000	800,000	▲ 475,000
資料頒布費	41,600	249,680	▲ 208,080	200,000	▲ 158,400
雑収入	549,195	793,872	▲ 244,677	800,000	▲ 250,805
前期繰越金	3,902,196	1,015,179	2,887,017	3,902,196	0
合計	10,771,191	12,820,931	▲ 2,049,740	14,002,196	▲ 3,231,005

## 2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	3,844,029	3,946,409	▲ 102,380	4,100,000	▲ 255,971
活動費	1,174,735	1,247,020	▲ 72,285	1,200,000	▲ 25,265
印刷費	2,305,540	1,690,837	614,703	2,400,000	▲ 94,460
通信運搬費	794,265	695,762	98,503	900,000	▲ 105,735
什器備品費	414,610	95,020	319,590	300,000	114,610
図書資料費	136,290	142,267	▲ 5,977	200,000	▲ 63,710
消耗品費	257,147	151,801	105,346	200,000	57,147
会議費	543,225	639,560	▲ 96,335	500,000	43,225
頒布資料費	0	259,319	▲ 259,319	100,000	▲ 100,000
雑費	24,088	50,740	▲ 26,652	200,000	▲ 175,912
予備費	0	0	0	3,902,196	▲ 3,902,196
小計	9,493,929	8,918,735	575,194	14,002,196	▲ 4,508,267
次期繰越金	1,277,262	3,902,196	▲ 2,624,934		
合計	10,771,191	12,820,931	▲ 2,049,740		

貸借対照表(2008年3月31日)

1) 資産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
現金	759,442		129,672	
預金				
普通預金(東京労働金庫)	452,166		3,586,576	
普通預金(富士銀行)	65,096		45,850	
郵便振替	558		140,098	
資産合計		1,277,262		3,902,196

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
借入金	0		0	
未払金	0		0	
負債合計		0		0
次期繰越金	1,277,262		3,902,196	
正味財産合計		1,277,262		3,902,196
負債及び正味財産合計		1,277,262		3,902,196

# 2008年度収支予算案

2008年4月1日から2009年3月31日まで

## 1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	2,000,000	1,805,000	195,000	2,100,000	▲ 100,000
賛助会費	5,000,000	3,406,000	1,594,000	5,500,000	▲ 500,000
購読会費	800,000	742,200	57,800	700,000	100,000
寄付金収入	800,000	325,000	475,000	800,000	0
資料頒布費	200,000	41,600	158,400	200,000	0
雑収入	800,000	549,195	250,805	800,000	0
前期繰越金	3,902,196	3,902,196	0	3,902,196	0
合計	13,502,196	10,771,191	2,731,005	14,002,196	▲ 500,000

## 2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	4,100,000	3,844,029	255,971	4,100,000	0
活動費	1,200,000	1,174,735	25,265	1,200,000	0
印刷費	2,400,000	2,305,540	94,460	2,400,000	0
通信運搬費	900,000	794,265	105,735	900,000	0
什器備品費	500,000	414,610	85,390	300,000	200,000
図書資料費	200,000	136,290	63,710	200,000	0
消耗品費	300,000	257,147	42,853	200,000	100,000
会議費	600,000	543,225	56,775	500,000	100,000
頒布資料費	100,000	0	100,000	100,000	0
雑費	200,000	24,088	175,912	200,000	0
予備費	3,002,196	0	3,002,196	3,902,196	▲ 900,000
合計	13,502,196	9,493,929	4,008,267	14,002,196	▲ 500,000

# 2008年度役員体制案

議長	天明佳臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)
副議長	浜田嘉彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	平野敏夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
運営委員	西島正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
	西田隆重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白石昭夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	原知之	(自治体労働安全衛生研究会事務局次長)
	飯田浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
事務局長	古谷杉郎	(専従)
事務局次長	西野方庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯田勝泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
会計監査	榊原悟志	(情報公開推進局)
	片岡明彦	(関西労働者安全センター事務局次長)
特別顧問	五島正規	(前衆議院議員)
顧問	原田正純	(熊本学園大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)
	井上浩	(元労働基準監督官、自治体労働安全衛生研究会副会長)

## 賛助会員 定期購読のお願い

全国安全センターの活動に御賛同いただき、ぜひ賛助会員として入会して下さい。  
賛助会費は、個人・団体を問わず、年会費で、101万円以上です。「安全センター情報」の購読のみという方は購読会員制度を用意しました。こちらも年会費で、1部の場合は賛助会費と同じ年101万円です(総会での決議権はありません)。賛助会員の方は、毎月「安全センター情報」をお届けするほか(購読料は賛助会費に含まれます)、各種出版物・資料等の無料または割引提供や労働安全衛生学校などの諸活動にも参加できます。

- 中央労働金庫亀戸支店〔普〕7535803〕
- 郵便振替口座00150-9-545940〕  
名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議  
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階  
TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881

# 安全センター情報目次

## 2007年度

### 特集目次

#### ■1990年度特集目次

- 6・7月号 全国安全センター結成総会／脳・心臓疾患
- 8月号 精神障害・自殺の労災認定／振動病
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 なくせじん肺全国キャラバン／アスベスト規制法／外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談／将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

#### ■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 全国安全センター第2回総会／改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 腰痛予防ベルト／虚偽報告・労災隠し

#### ■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書 92年版
- 6月号 労災補償制度の改革 2
- 7月号 アスベスト110番・規制法

- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業
- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 総特集／職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷
- 3月号 エイズを知る

#### ■1993年度特集目次

- 4月号 産業医のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労働災害93
- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
- 付録 全国安全センター第4回総会議案
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 原発労災／騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 職場改善の国際経験／企業のアлкоール・ドラッグ対策
- 1月号 第1回日韓共同セミナー
- 2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号 農業労働災害／アスベスト

#### ■1994年度特集目次

- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 週40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか①PL法
- 11月号 職場が変わるか②ISO9000
- 12月号 職場が変わるか③環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号 災害補償の官民格差
- 3月号 阪神大震災

## 安全センター情報目次

### ■1995年度特集目次

- 4月号 脳・心臓疾患認定基準
- 5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
- 6月号 アスベストをめぐる国際状況
- 7月号 産業保健のあり方
- 7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案
- 8月増刊号 韓国の過労死
- 8・9月号 総特集／第2回日韓共同セミナー
- 10月号 行政手続法と労働基準行政
- 11月号 改正労災保険法
- 12月号 頸肩腕症候群予防対策
- 1・2月号 アジアの産業災害
- 3月号 小規模事業場の産業保健

### ■1996年度特集目次

- 4月号 国際規格化と労働安全衛生
- 5月号 介護補償給付の創設
- 6月号 行政機関との交渉報告
- 7月号 指曲がり症の不服審査
- 8月号 「労働者」の判断基準
- 9月号 全国安全センター第7回総会議案
- 10月号 外国人労災損害賠償裁判判決
- 11月号 改正労働安全衛生法
- 12月号 国際規格化と労働安全衛生 2
- 1・2月号 VDT労働ホットライン／電磁波
- 増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック
- 3月号 時効問題／上肢障害認定基準の改正

### ■1997年度特集目次

- 4月号 改正健康保持増進指針
- 5月号 じん肺をめぐる課題
- 6月号 化学物質管理の新たな動向
- 7月号 石綿じん肺訴訟／過労死審査会裁決
- 8月号 ダイオキシシンとホルモン様物質
- 9月号 労基法施行50周年と労働行政
- 10月号 労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997
- 11月号 人間工学からみた交通事故対策
- 12月号 職場のストレス対策
- 1・2月号 アジア・ヨーロッパ情報
- 3月号 第9次労働災害防止計画

### ■1998年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 過労自殺の労災認定
- 6月号 POSITIVEセミナー
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998
- 8月号 船舶解撤作業の安全・健康対策
- 9月号 第7回田尻賞表彰式
- 10月号 働く女性の健康が危ない
- 11月号 21世紀をめざす参加型安全衛生活動

- 12月号 アスベスト禁止に向かうヨーロッパ
- 1・2月号 粉じんの発がん性—木材・シリカ
- 3月号 中央労働基準審議会の建議

### ■1999年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 焼却場労働者のダイオキシシン曝露
- 6月号 働く女性の健康と権利
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999
- 8月号 労働安全衛生マネジメントシステム
- 9月号 2000年問題と職場の安全・健康
- 10月号 被災者のための医療機関—アジア
- 増刊号 働く女性の健康と権利緊急討論集会報告
- 11月号 精神障害・自殺の労災(公災)認定基準
- 12月号 ヨーロッパ労災職業病会議
- 1・2月号 筋骨格系疾患と人間工学基準
- 3月号 労災保険審議会の建議

### ■2000年度特集目次

- 4月号 介護労働と健康／アジア・ネットワーク
- 5月号 全国安全センターの労働省交渉
- 6月号 労災補償制度改革への提言
- 7月号 職場のストレス対策
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000
- 9月号 労働安全衛生の国際潮流
- 10月号 第9回田尻賞表彰式／じん肺肺がん問題の新たな展開
- 11月号 腰痛公務災害認定で最高裁判決
- 12月号 世界アスベスト会議
- 1・2月号 労災時効裁判横浜地裁判決／欧米の筋骨格系障害対策
- 3月号 21世紀の労働衛生研究戦略

### ■2001年度特集目次

- 4月号 なくせ「労災隠し」
- 5月号 労働基準行政と情報公開
- 6月号 厚生労働省交渉／改正労災保険法
- 7月号 「指曲がり症」判決と労災認定
- 8月号 機械の包括的な安全基準
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001
- 10月号 じん肺と肺がんに関するシンポジウム
- 11月号 安全衛生委員会活性化の提言
- 12月号 ILOのOSH-MSガイドライン
- 1・2月号 職業病の労災補償
- 3月号 情報公開法の活用

### ■2002年度特集目次

- 4月号 脳・心臓認定基準専門検討会資料を読む
- 5月号 情報公開法の活用(続)／VDT作業ガイドライン
- 6月号 「労災隠し」と労災職業病の記録・届出

- 7月号 アスベスト被害の将来予測
- 8月号 アジア・ネットワーク
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2001→2002
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 参加型安全衛生活動の到達点と課題
- 12月号 労災職業病ホットライン／第11回田尻賞
- 1・2月号 アメリカの労働安全衛生運動
- 3月号 アスベスト禁止への軌跡 2002年

■2003年度特集目次

- 4月号 改正じん肺法施行規則等の施行
- 5月号 指曲がり症認定闘争の成果と展望
- 6月号 第10次労働災害防止計画とILO報告
- 7月号 ストレス対策の最新動向
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2002→2003
- 9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 PRTR情報とその活用
- 11月号 労災保険の民営化論議
- 12月号 「原則禁止」導入後のアスベスト問題
- 1・2月号 三池炭じん爆発40周年／はつり労働者の健康問題
- 3月号 EAP/MAPのエッセンス

■2004年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法の見直しに向けて
- 5月号 多発性骨髄腫初の労災認定
- 6月号 GAC2004プレイベント
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 2003→2004
- 8・9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 労災職業病相談マニュアル草稿
- 11月号 職場のメンタルヘルス対策
- 12月号 台湾過労死会議／新局面迎えた石綿対策
- 1・2月号 時短・安衛・労災法改正の建議
- 3月号 GAC2004:世界アスベスト会議

■2005年度特集目次

- 4月号 労災保険率
- 5月号 労働安全衛生の枠組み
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 ストレス対策の新アプローチ
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2004→2005
- 9・10月号 弾けた時限爆弾:アスベスト
- 11月号 アスベスト対策基本法
- 12月号 韓国の炭鉱地帯・中国の労働NGO
- 1・2月号 メンタルヘルス／アスベスト新法批判
- 3月号 石綿健康被害救済新法成立

■2006年度特集目次

- 4月号 石綿健康被害補償・救済の手引き
- 5月号 改正労働安全衛生法読本
- 6月号 尼崎クボタ・アスベスト公害の新局面

- 7月号 労働契約・労働時間法制の見直し
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2005→2006
- 9・10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 労働時間規制の撤廃反対!
- 12月号 日本版エグゼンプション反対
- 1・2月号 日本版エグゼンプション／日本の教訓をアジア・世界に発信
- 3月号 日本版エグゼンプション法案見送り

■2007年度特集目次

- 4月号 労働関連筋骨格系障害の「流行」
- 5月号 石綿健康被害救済法一周年
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 脳・心、精神障害労災認定／“労働ビッグバン”
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2006→2007
- 9月号 クボタ・ショック2周年尼崎集会
- 10月号 リスクマネジメントの原則
- 11月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 12月号 AMRC30周年・ANROAV会議
- 1・2月号 アスベスト被害と情報公開
- 3月号 横浜・国際アスベスト会議

**2007年 4月号** (通巻337号)  
 2007年3月15日発行 70頁 800円

■特集／労働関連筋骨格系障害の「流行」

欧州における筋骨格系障害 定義と統計  
 「流行」と言うべき事態への対処はなお課題……4  
 労災協力医名簿開示に係る審査会答申  
 行政処分への関与重要な職務なら開示は当然 ……10  
 ホワイトカラーエグゼンプション(WE)にとどめを!  
 奥谷発言に非難が集中

共同アピール運動の2.23集会…17  
 WE反対行動の報告と奥谷氏への反論  
 東京過労死を考える会・木地節子…18  
 日本郵政株式会社社外取締役の暴言への抗議…21  
 ILOで採択された労働安全衛生の促進的  
 枠組みに関する条約(第187号)・勧告(第196号)…22  
 連載51 塩沢美代子「語りつぎたいこと」  
 CAW・AWWCの発足 ……27

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

アクション・メゾテリオーマ・デー ……31  
 政府は中皮腫に関する行動を起こす ……32  
 アクション・メゾテリオーマ憲章 ……33  
 メゾテリオーマ・フレームワーク ……34  
 ベルギーが非職業性被災者に補償制度 ……45

【各地の便り／世界から】

## 安全センター情報目次

旧国鉄石綿被害の責任問う裁判提訴 神奈川●国鉄清算事業本部相手に損賠訴訟 ……46 原告・大前麻衣さんの手記 ……48
旧国鉄大井工場でも中皮腫 東京●車体解体等でアスベストに曝露 ……47
国鉄被害で国土交通省とも交渉 国交省●国鉄清算事業本部指導を要請 ……49
手話通訳者のケイワン労災認定 広島●市町村合併で業務量が増大 ……50
外国人労働者の「労災隠し」 京都●公共事業の丸投げも「労災隠し」の一因 ……51 「労災時効」分を8年ぶりに支給 神奈川●脳梗塞事例の休業補償 ……52
42歳でびまん性胸膜肥厚 滋賀●工務店勤務等でアスベスト曝露 ……53
解剖資料発見で逆転労災認定 兵庫●26年前に石綿肺がんで死亡 ……53
ゴム工場のタルクにアスベスト 兵庫●知らされていない危険性 ……54
集会案内 ……56

### 2007年 5月号 (通巻338号) 2007年4月15日発行 66頁 800円

#### ■特集／石綿被害救済法一周年

石綿問題は終わっていない！ 隙間なく公正な補償を！ 石綿全国連が一周年でシンポ・集会・デモ ……2 労働者・市民シンポジウム/集会基調報告 ……6 事務連絡：石綿肺がん時案の事務処理について…14 医学的判定にかかる資料に関する留意事項 ……14
アスベスト関連疾患の補償—対象疾病と認定基準 喉頭がん、ブランクも補償対象 肺がん認定基準の改正は急務 欧州諸国との比較 古谷杉郎…18 欧州職業病統計「1995年パイロットデータの評価」…25 欧州職業病統計(2000年 第1段階：方法論) ……30 欧州における石綿関連職業病—認定ほか ……36 アフター・ヘルシンキ：1997-2004年に報告された 石綿曝露と肺がんの関係の学際的レビュー ……43 連載52 塩沢美代子「語りつぎたいこと」 1980年の米シリコンバレー訪問 ……49
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 中皮腫患者に対するより迅速な補償計画 ……53 中皮腫サミット：中皮腫事例を扱う請求の改善 ……55
【各地の便り／世界から】 時間規制撤廃と“労働ビッグバン”を許さない

東京●3.23集会と国会請願デモに500名 ……58 3.23集会アピール ……59
労働基準監督署の不誠実な対応 大阪●実例あげて労働局に申し入れ ……60 マーチ・イン・マーチで渋谷をデモ 東京●春の外国人労働者総行動 ……61
石綿小体の本数が少ないと不支給 兵庫●神戸東労働基準監督署で相次ぎ2例 ……63
旧朝日石綿横浜工場でもアスベスト公害 神奈川●周辺住民2名が中皮腫死亡 ……64
船員手帳だけでは証明は不十分？ 兵庫●船会社転々事例の認定の困難さ ……56

### 2007年 6月号 (通巻339号) 2007年5月15日発行 66頁 800円

#### ■特集／ワーカーズ・メモリアルデー

労災被災者記念碑の建立 職業がん根絶の訴えも アジアでひろがる4.28野取り組み 全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2
ILO：安全で健康的な職場 ディーセント・ワークを現実にする ……9
欧州における石綿関連職業病 認定一件数—特別のシステム 2006年 労災職業病保険欧州フォーラム……20 連載53 塩沢美代子「語りつぎたいこと」 アメリカと第三世界 ……40
2007年度：監督指導業務運営上の留意通達 ……43 2007年度：労災補償業務運営上の留意通達 ……49 リスクアセスメントの自主的取組等の促進 ……57
石綿含有製品の使用等の禁止の徹底 ……58
【各地の便り／世界から】 現場監督の脳出血労災認定 東京●コンビニ店舗の内装工事に従事 ……59
旧国鉄・JR貨物の責任を問う 神奈川●中皮腫損害賠償裁判を提起 ……59
保温工の石綿肺逆転労災認定 岡山●同僚にも石綿関連疾患が多発 ……60
クロム鉱山で中皮腫労災認定 北海道●石綿に汚染された蛇紋石で曝露 ……61
製紙工場におけるアスベスト被害 静岡●健康管理手帳交付者に百万円の見舞金…62
隠された労災、統計よりも2~3倍 韓国●延世大医大野ウオン教授チーム ……64
集会等案内 ……65

**2007年 7月号** (通巻340号)  
2007年6月15日発行 60頁 800円

■特集①／脳・心臓疾患、精神障害等の労災認定  
請求・認定件数とも過去最多  
目立つ30歳代の事例の増加  
2006年度労災補償状況公表……………2

■特集②／“労働ビッグバン”  
何をもたらすのか？ 先取りの動きに反撃を  
6.13 徹底検証シンポジウム……………13  
規制改革会議労働タスクフォースの5.21意見書 ……15  
石綿問題解決のための日韓協同シンポジウム  
労働組合、市民団体、研究者ら百名が参加  
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…21

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】  
アメリカ：石綿禁止法案は上院通過の見込み ……38  
アメリカ：4月第1週を「全国石綿注意喚起週間」に…40  
カナダ：がん協会がアスベスト禁止要求を検討…40  
韓国：地下鉄労働者の石綿肺がんに最高裁判決…42  
ベルギー：新設されたアスベスト基金の補償内容…44  
医師意見書の開示—情報公開審査会の答申…………46

【各地の便り／世界から】  
指曲がり症5件目の勝訴判決  
大阪●労基署も労災認定、基金の対応は？ ……52  
「金で被災者を黙らせる」  
ニチアス●最大の石綿加害企業の責任を追及 ……55  
親会社社員と同一の補償  
神奈川●子会社労働者の石綿肺がん ……57  
ブルー人労働者の肩捻挫の労災認定  
東京●「労災は使ったことがない」と言う会社 ……58  
「上肢障害認定マニュアル」を刊行  
産衛学会研究会●「定義・診断基準・病像」提案…59

**2007年 8月号** (通巻341号)  
2007年7月15日発行 80頁 800円

■特集／日本の労働安全衛生  
労働安全衛生をめぐる状況 2006年→2007年  
1. 労働災害・職業病の統計データ……………2  
2. 労働災害・職業病の発生状況……………5  
3. 労働安全衛生対策……………8  
4. 労災補償対策……………10  
労災保険・石綿新法による補償・救済状況 ……11  
統計資料……………22  
2006年度労働基準行政関係通達……………56

■全国安全センター第18回総会議案

労働安全衛生をめぐる状況 2006年→2007年  
第1号議案：活動報告と方針案……………65  
第2号議案：2006年度収支決算案……………68  
第3号議案：2007年度収支予算案……………70  
第4号議案：2007年度役員体制案……………71  
安全センター情報2006年度目次……………72  
全国安全センター規約・規定……………79

**2007年 9月号** (通巻342号)  
2007年8月15日発行 60頁 800円

■特集／クボタ・ショック2周年尼崎集会  
アスベスト公害の原点 尼崎で2周年の集い  
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2  
環境省検討会報告書公表

クボタ尼崎の因果関係を認めない原案に異論続出  
関西安全センター事務局長・片岡明彦…14  
WHO：世界労働者健康行動計画……………17  
ILO：世界野労働時間を国際比較した新刊書…………22  
ISSA：アスベストの世界的禁止に向けて…………26  
石綿健康管理手帳交付要件の  
見直し提案と石綿対策全国連絡会議の意見  
曝露者登録制度としての充実・強化が必要…………27

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】  
韓国：政府合同「石綿管理総合対策」策定…………38  
ベルギー：アスベスト被災者補償基金Q&A…………41  
カナダ：がん協会は石綿関連疾患の根絶を追求…43  
南アフリカ・台湾：アスベスト・ワールドは縮小する…44  
ブラジルの最近のアスベスト・キャンペーン…………45  
アメリカ：石綿禁止法案が上院委員会を通過…………46

【各地の便り／世界から】  
社保庁VDT協定報道で朝日新聞に質問状  
緊急報告●回答に対して再度要請書も送付…………47  
審査官の文書偽造・調書紛失事件  
兵庫●労働局に緊急の申し入れ……………50  
地方公務員で初のアスベスト認定  
東京●職場環境曝露を軽視の基金……………52  
東京大学営繕職員中皮腫発症  
東京●文部科学省は元教官の事例を認定…………52  
熱絶縁産業による高濃度曝露  
岡山●労災認定・健康管理手帳交付続々…………54  
旧大平静止におけるアスベスト問題  
静岡●退職者組合を結成して会社と交渉…………55  
国の無料検診で石綿肺がんを発見  
兵庫●神戸港の日雇い港湾労働者……………57  
旧朝日石綿住民被害者の会を設立  
神奈川●直ちに横浜市とも交渉……………58

**2007年 10月号** (通巻343号)

2007年9月15日発行 60頁 800円

■特集／リスクマネジメントの原則

- 合理的に実行可能な最低レベルにまで  
リスクを低減するという使用者の責任  
でそろうたリスクマネジメント指針の核心  
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2
- 欧州裁判所の判決をめぐる論評……………6
- 改正「機械の包括的な安全基準に関する指針」…11
- 中小企業の産業保健活動  
産業医のあり方検討会報告が指摘するもの  
関西安全センター事務局長・西野方庸…37
- 環境省「石綿の健康影響検討会」  
尼崎疫学調査中間報告の評価表現を変更……………41
- 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】  
世界社会保険フォーラムで世界的禁止の主張……………42  
アスベスト:未来を予防し過去に立ち向かう……………43
- 【各地の便り／世界から】  
同僚のブランクで石綿肺がん救済  
東京●時効事例で東京労災審査官の決定……………48
- 病苦で「うつ病」から自殺  
兵庫●石綿肺がん患者に労災認定……………49
- 弔慰金年齢制限撤廃で合意  
兵庫●川崎重工が患者・家族に謝罪……………50
- 現役従業員の中皮腫裁判  
神奈川●米海軍横須賀基地……………51
- 日米地位協定で損害賠償を請求  
沖縄●基地労働者遺族が防衛施設局に……………53
- 旧国鉄大船工場で5人目  
神奈川●中皮腫で業務災害認定……………53
- 退職労働者の団体交渉権  
兵庫●住友ゴム事件で労働委員会申立を却下……………54
- 過労死をなくそう! 龍基金  
東京●第1回中島富雄賞授賞式開催……………56
- 中皮腫発症率が11.6倍高い  
韓国●釜山石綿工場周辺影響に関心……………58
- すべての石綿被害者・家族に公正・平等な  
補償を求める 11.23-24 国際アスベスト会議……………59

**2007年 11月号** (通巻344号)

2007年10月15日発行 68頁 800円

■特集／全国安全センターの厚生労働省交渉

- 石綿疾患労災認定等事業場名  
不開示方針ようやく撤回へ

健康管理手帳委託医療機関は公募制

- 全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2
- 安全衛生・労災補償に関する要望書・交渉の記録
  - A. 全般的事項……………12
  - B. 労働安全衛生関係……………17
  - C. 労災補償関係……………26
- 連載54 塩沢美代子「語りつぎたいこと」  
アジア訪問のエピソード……………52
- 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】  
台湾におけるアスベスト管理対策の現状・課題……………56
- 【各地の便り／世界から】  
自衛官のアスベスト被害すでに3件  
東京●艦内補修業務で中皮腫、など……………62
- 警備システムが決め手に  
兵庫●ITビジネス社員の脳内出血……………62
- 宅急便倉庫で働く日系人を組織化  
東京●労災申請や安全衛生学習会に協力……………64
- 外国人労組、職場改善に取り組む  
千葉●安全センターが団体交渉にも出席……………65
- 外国人労働者の労災隠し  
京都●RSDで障害等級第9級に認定……………66
- 石綿健康管理手帳制度を改善  
韓国●紡績業務は3か月以上従事で発給……………67

**2007年 12月号** (通巻345号)

2007年11月15日発行 62頁 800円

■特集／AMRC30周年・ANROAV会議

- アジアと世界につながる  
AMRC30周年とANROAV  
日本版ホワイトカラーエグゼンプション報告  
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2
- AMRCディレクター Apo Leongの開会挨拶……………9
- AMRCの簡単な歴史……………11
- 2007年版 頸肩腕障害の定義・診断基準・病像等  
日本産業衛生学会 頸肩腕障害研究会……………15
- 連載54 塩沢美代子「語りつぎたいこと」  
アジア訪問のエピソード……………52
- 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】  
ILO・WHO:国の石綿関連疾患根絶プログラム……………37
- 【各地の便り／世界から】  
05-06 石綿労災認定事業場 新たに520か所  
厚労省●2008年春までに事業場名公表を約束……………49
- 石綿全国連に日韓国際環境賞  
東京●公害は過去のものではない」ことを訴えた……………51
- ダイオキシン国際会議NGOフォーラム  
東京●ベトナムの枯葉剤被害と日越交流……………52

西日本でも旧国鉄アスベスト裁判  
 兵庫●「裁判・国鉄被害者を支援する会」結成 ……54  
 電気工の石綿肺がん労災認定  
 神奈川●「医学的所見の壁」を突き破ろう ……56  
 困難な石綿事例相次ぎ労災認定  
 埼玉●曙ブレーキと補償交渉を継続 ……57  
 バス営業所で労働安全衛生学校  
 東京●長時間・変形労働のストレス対策 ……58  
 新たな労働安全衛生の取組  
 モンゴル●方針・行動計画の策定に向けて ……60

**2008年 1・2月号** (通巻346号)  
 2008年1月15日発行 100頁 1,600円

■**総特集／石綿被害と情報公開**  
 石綿疾患の処理経過簿の開示請求とその結果  
 時効「救済」ではなく時効「撤廃」を！  
 被害多発企業の疫学調査を！  
 関西安全センター事務局長・片岡明彦…2  
 欧州労使のハラスメント・暴力協定 ……72  
 IARC:交替勤務・塗装・消防の発がん性評価 ……76  
 ロンドン・釜山訪問記  
 石綿問題の国際会議・学会参加  
 釜山の石綿紡織工場被害現地調査  
 全国安全センター事務局長・古谷杉郎…79  
 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】  
 EUの石綿禁止:塩素電解隔膜の例外は維持 ……87  
 【各地の便り／世界から】  
 くも膜下出血の労災認定  
 東京●過労労災は「自己責任」ではない! ……91  
 労働基準監督署が不支給決定を撤回  
 神奈川●決定後にみつかった医証をもとに ……91  
 クロス職人の中皮腫逆転労災認定  
 北海道●4年越しの再審査請求 ……92  
 「時効の壁」に阻まれる曝露確認  
 大阪●審査請求で中皮腫労災認定 ……94  
 新たな医証を検討せずに棄却  
 兵庫●保管肺組織の検査等求める ……95  
 非正規労働者の死亡労災2倍  
 韓国●安全保険研究動向書で指摘 ……96

韓国タイヤで相次ぐ“突然死”  
 韓国●労働強度が直接的な原因? ……96  
 国の振動障害検査指針批判から  
 学会ワーキンググループへの参加へ ……97

**2008年 3月号** (通巻347号)  
 2008年2月15日発行 66頁 800円

■**特集／横浜・国際アスベスト会議**  
 すべての被害者・家族に公正・平等な補償を  
 11か国380人の参加で横浜線現を採択  
 全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2  
 ベルギーにおける被災者・家族の取組と到達点 ……28  
 石綿曝露の補償に対するオランダのアプローチ ……31  
 連載55 塩沢美代子「語りつぎたいこと」  
 日系企業労働者の参加はなし ……36  
 労働関連筋骨格系障害(MSDs)への取り組み  
 欧州労働安全衛生機関・労働への復帰報告書 ……41  
 欧州労連:社会パートナー協議に対する見解 ……44  
 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】  
 カナダ労組会議がアスベスト論議に加わる ……48  
 米:石綿禁止は薄められたと支持者が語る ……49  
 米:玩具や粘土からアスベストが見つかる ……52  
 欧州労連は労組との協議の失敗を非難 ……54  
 【各地の便り／世界から】  
 原発定期検査で悪性リンパ種で死亡  
 大阪●喜友名正さんの労災認定をかちとろう ……55  
 長尾さん原発労災裁判が結審  
 大阪●東京電力相手の判決に注目を ……58  
 日米地位協定に基づく補償  
 沖縄●救済率ワースト1の現状打破へ動き ……62  
 審査会が労働者性で取り消し採決  
 大阪●日当22,000円のトラック持込運転手 ……62  
 高橋次脳機能障害で障害等級第5級  
 千葉●交通事故に遭った介護労働者 ……63  
 アクションチェックリストを刷新  
 東京●グラビア印刷工場でチェックリスト演習 ……64  
 初の石綿労災損害賠償裁判判決  
 韓国●釜山の石綿紡織工場で働き中皮腫 ……66

# 全国安全センター規約・規定

## 規 約

### 第1章 総 則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もって働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改善を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会 員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体
- (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、

事業の推進を援助するために入会した者

(3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないこと決定したとき。

第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 議長    | 1名  |
| (2) 副議長   | 若干名 |
| (3) 事務局長  | 1名  |
| (4) 事務局次長 | 若干名 |
| (5) 運営委員  | 若干名 |
| (6) 監事    | 2名  |

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執

行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

#### 第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員を選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めるとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

#### 第5章 会 計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

#### 附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

## 会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

## 購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部 年額10,000円	6部 年額45,000円
2部 年額19,000円	7部 年額49,000円
3部 年額27,000円	8部 年額52,000円
4部 年額34,000円	9部 年額54,000円
5部 年額40,000円	
10部以上 1部につき年額6,000円	

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

## 第19回名古屋総会 第2日目・9月22日 分科会のご案内

午前の部：09:00～12:00

### ① 職場のハラスメントと精神障害

労働基準監督署などに寄せられるいじめと嫌がらせの労働相談が1割を超えています。東京都の労働相談でも同じ傾向で、しかもそれが増加しています。自殺者が年間3万人を超える状況が相変わらず変わりません。法律を含む対策がいろいろと講じられている?にもかかわらずです。ハラスメントと精神疾患は整理して考える部分も必要ですが、メンタルヘルズ対策はもちろんのこと、いじめなどの生じない人間関係こそが、重要な労働条件のひとつであるという立場から、気持ちよく働ける職場づくりが求められています。補償については、精神疾患についての労災認定も数だけは増えていますが、実際には不当な決定も少なくありません。一方で、裁判では、行政処分を取り消す判決も相次いでいます。以上のような状況の中で、具体的な取り組みを持ち寄り、情報交換を図り、今後の方針議論に結び付けたいと考えます。多くの皆さんの参加を呼びかけます。

### ② 外国人労働者のエンパワメント

好況に沸く東海地方では、ブラジルなど南米出身の日系人、アジア各国出身の研修生ら外国人労働者が大きな役割を果たしています。しかしながら、彼らを取り巻く労働環境は決して良いとはいえず、その雇用・労働条件、さらには受け入れ制度自体に対して多くの問題点が指摘されてきており、トラブルを抱える外国人はあとをたちません。こうした労働問題に、外国人自身はどのように取り組んでいるのでしょうか? 彼らの取り組みを支えるために、われわれ日本人には何が求められているのでしょうか? 外国人労働者自身が自らの権利を主張し、地域で声を上げていくためには何が必要か、東海各地域で活躍する団体とともに議論します。

### ③ 地域安全センターの設立と運営

地域の独自性を活かしたゆるやかな地域センターの連合体として発足している全国労働安全衛生センター連絡会議も、アスベストなどの全国的な課題を通して、より緊密な連携と協力的体制が求められています。しかし、センターのない地域のカバーや専従のいないセンターや半専従体制のセンターへのバックアップやサポート体制、また新しいセンターづくりのノウハウなどは、全体で十分に共有化されているとは言えません。この分科会では、会員拡大やカンパ要請の工夫、専従体制の財政的やりくりなど地域センターの設立と運営に関わる具体的な実務の経験交流や地域センターの運動の進め方などについて議論します。日頃のセンター運営に頭を悩ませている方、専従体制をとるにもいまま歩踏み切れずにいる方、もちろん地元の地域センターづくりに一役かっけてみたいと思っっている方も是非参加してみてください。

午後の部①：13:00～15:30

### ④ 格差社会・貧困化と働く者の安全・健康

1995年に日経連は、戦後復興を支えてきた「終身雇用」と「年功序列賃金」に基礎を置く「日本的雇用システム」に終止符を打ちました。その後の小泉政権は経営側の意に沿う「労働分野における規制緩和」を次々と打ち出し、「労働者派遣法」の改悪などを通じて大量の非正規労働者を生み出しました。また、国による社会保障の基準を大幅に切り下げ、「自己責任」・「自助努力」論に基づく、福祉重視の国家政策から「自由な経済競争」下の弱肉強食のアメリカに似せた国家づくりに大きく舵を切りました。その結果、空前の長期的企業収益を経営側を実現させ、もう一方では格差と貧困をもたらしました。本分科会は広がりを見せる「貧困化」が働く者の労働安全衛生や労働災害にどう影響を及ぼしているかを、事例紹介を活用し、検証・検討していくことを目的としています。

### ⑤ 振動病プロジェクト・じん肺

振動障害の検査指針検討会による報告書により、振動病の新たな検査体系を導入が行われようとしています。一方、地方によっては振動病の新規認定については、主治医への機械的な症状照会の乱発、鑑別診断の強行などが行われ、不支給決定が相次いでいます。労働者住民医療機関連絡会議振動病プロジェクト参加医療機関や振動病患者の多い森林労連、安全センターの参加により、これまでの経緯を振り返り、各報告検討します。また、じん肺ハンドブックに基づいた肺機能障害や合併症の判定が行われていない地方もあります。労働者と事業主期間が混在する場合の取り扱いについて、中央審査会ではさらに踏み込んだ判断が行われました。各地の実態の報告や今後の課題について検討します。

### ⑥ 情報戦略・情報公開請求から報道の活用まで

いまや戦略的運動には、行政の内部情報入手と、報道メディアとの連携・活用は必須です。知らされないで振り回されることを拒絶し、多くの現実を意識的に広めることで力を結集するためにです。そこで、まず簡単に行政情報開示請求のやり方を含めたこれまでの具体的な取組を紹介して、情報公開は誰でも使えるツールであるとの認識を共有できればと思います。そして、報道メディアをどのように活用すればより効果的な運動を展開できるのかの視点から、活動家の経験発表に加えて、日頃連携している熱い現役記者氏をパネラーに迎え、報道の側からのアドバイスをいただく予定です。この分科会でいつもと違った視点とツールを学びたいと思います。

午後の部②：15:30～17:30

### ⑦ アスベスト緊急の見直しから抜本的対策確立に向けて

大きな批判を無視して制定され、政府が自画自賛した石綿救済法。生前申請が認められない、施行後に発生している新たな時効が救済できないなどに対応する緊急改正を、この6月に石綿対策全国連絡会議を核とする運動の力で実現しました。ねじれ国会を利用しての取り組みでしたが、次のステップこそは、私たちの「アスベスト総合政策」とこれに対応する「アスベスト基本法」の制定です。いま、政党マニフェストへの提起、来るべき総選挙後を見据えた準備にかかろうとしています。本分科会は一連の過程の重要時期にあたる想定、キーパーソン、キーグループの提起をもらい、最新の情勢と運動の大討論会になるか?!

### ⑧ 腰痛・ケイワン―労働関連筋骨格系障害

職場によってはパソコン一人一台というなか、派遣労働者を含め、頸肩腕障害などの発症がふえています。また、港湾・建設・派遣労働など現場作業での腰痛や上肢障害などもひきつづき発生しています。他方、病気や制度についての情報は、インターネットによって得られやすくなっています。被災労働者や労働組合、医療者などが連携し、筋骨格系障害の病態の把握と予防・職場改善、労災認定と職場復帰対策を進める必要があります。さまざまな経験を持ち寄り、全員参加で、交流を深めましょう。また、職業病闘争の歴史の中でつちかわれた経験を生かし、被災者の権利を守ろう。

### ⑨ 労働組合・職場の取り組みと安全センター

労災職業病の発生を未然防止するため、労働組合こそ職場の安全衛生活動をリードしていくことが求められています。しかし、長年現場を支えてきた活動家がリストラや退職でいなくなる一方、経営の徹底したコスト削減、人員合理化によって職場の安全衛生は苦戦を強いられています。いま職場では派遣、パート、外国人労働者等の非正規労働者が増大し、重層的な業務請負、外部委託化が拡大しています。こうした状況を踏まえ、地域安全センターが現場の労働者、労働組合とどのように連携し、安全衛生活動の活性化に取り組んできたのか、お互いの経験に学びあひながら、今日の職場状況に対応した安全衛生のアプローチ戦略を議論したいと思います。

# 全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/> <http://www.joshrc.org/open/>

- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター E-mail center@toshc.org  
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター  
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024
- 東京 ● 三多摩労災職業病研究会  
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663
- 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター E-mail k-oshc@jca.apc.org  
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948
- 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp  
〒370-0846 高崎市下和田町5-2-14 TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540
- 新潟 ● 財団法人 新潟県安全衛生センター E-mail KFR00474@nifty.com  
〒951-8065 新潟市東堀通2-481 TEL (025) 228-2127 / FAX (025) 224-8825
- 静岡 ● 清水地域勤労者協議会  
〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8 TEL (0543) 66-6888 / FAX (0543) 66-6889
- 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会 E-mail roushokuken@be.to  
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420
- 三重 ● 三重安全センター準備会 E-mail QYY02435@nifty.ne.jp  
〒514-0003 津市桜橋3丁目444 ユニオンみえ内 TEL (059) 225-4088 / FAX (059) 225-4402
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議 E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp  
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビジャス梅垣ビル1F TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター E-mail koshc2000@yahoo.co.jp  
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278
- 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp  
〒660-0803 尼崎市長洲中通1-7-6 TEL (06) 4950-6653 / FAX (06) 4950-6653
- 兵庫 ● 関西労災職業病研究会  
〒660-0802 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp  
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号 TEL (078) 251-1172 / FAX (078) 251-1172
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター E-mail hirosima-raec@leaf.ocn.ne.jp  
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター  
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp  
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター E-mail npo\_eoshc@yahoo.co.jp  
〒792-0003 新居浜市新田町1-8-15 TEL (0897) 34-0900 / FAX (0897) 34-5667
- 愛媛 ● えひめ社会文化会館労災職業病相談室  
〒790-0066 松山市宮田町8-6 TEL (089) 931-8001 / FAX (089) 941-6079
- 高知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター  
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953
- 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp  
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタウンクリニック TEL (096) 360-1991 / FAX (096) 368-6177
- 大分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp  
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階) TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 503-9833
- 宮崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会 E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp  
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL (0982) 53-9400 / FAX (0982) 53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会 E-mail aunion@po.synapse.ne.jp  
〒899-5215 始良郡加治木町本町403有明ビル2F TEL (0995) 63-1700 / FAX (0995) 63-1701
- 沖縄 ● 沖縄労働安全衛生センター  
〒900-0036 那覇市西3-8-14 TEL (098) 866-8906 / FAX (098) 866-8955
- 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会 E-mail sh-net@ubcnet.or.jp  
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432

